

平成23年12月7日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美		

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清		

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美	教 育 部 長	山 田 英 夫
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	開 発 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	服 部 保 巳
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	服 部 忠 昭
監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治	秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏
防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸	税 務 課 長	伊 藤 好 彦
収 納 課 長	服 部 誠	市 民 課 長	加 藤 恵 美 子
環 境 課 長	伊 藤 邦 夫	福 祉 課 長	前 野 幸 代

介護高齢課長兼
いこいの里所長

松 川 保 博

総合福祉センター
所 長

佐 野 隆

児 童 課 長 鯖 戸 善 弘

農 政 課 長 半 田 安 利

都市計画課長 竹 川 彰

下 水 道 課 長 橋 村 正 則

生涯学習課長 八 木 春 美

十四山スポーツ
センター館長 花 井 明 弘

図 書 館 長 奥 田 和 彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 若 山 孝 司

書 記 横 山 和 久

書 記 岩 田 繁 樹

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして報告をいたします。

本日、西尾張クローバーテレビより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出があり、よって弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することといたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、本日の一般質問に関し、それぞれ質問につきましては、地方自治法第132条、弥富市議会会議規則第55条第1項を遵守していただきまして、質問者・答弁者の皆さんは、努めて簡潔・明瞭をお願いをしたいと思います。

あわせて、本日、大原議員から欠席の旨の届け出がありますことを報告いたします。

では、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 一般質問

○議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いいたします。

○12番（三宮十五郎君） おはようございます。

通告に基づきまして具体的な質問に入る前に、まず基本的なところで市長の御見解をお伺いいたしまして具体的な質問に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私は、高齢化、不安定雇用の増大などによります異常な社会的格差拡大の中で、法律に定められました市町村長が必要と認めた社会的弱者への支援が今ほど強く求められていることは、私の40年間にわたる議員活動の中でも、かつてなかった大変重大な時代を迎えた中での問題だというふうに考えております。

厚生労働省の国民生活基礎調査の資料によりますと、日本の所得上位の20%の人々は、1993年には年間個人総所得の42.6%を占めておりましたものが、2008年（平成20年）には45.5%とさらにその割合を増大させる一方で、下位20%の人々の平均収入は、1993年の165万9,000円から同じ2008年には122万5,000円へと26%も下がっております。総務省が行いました2010年家計調査によりますと、95年には貯蓄ゼロの世帯は8%弱でございましたが、

2010年には22.3%と3倍近くにふえております。小泉内閣のもとで急増したものであります。一方で、4,000万円以上の貯蓄を持つ世帯は全世帯の10.2%にすぎませんが、この約1割の世帯が日本の全貯金の41.1%を保有しております。非正規雇用者全体の3分の1を超え、過去1年に食料が買えなかった世帯が15.6%もあり、13年連続で3万人を超える自殺者があり、そのほかに、だれにも引き取られない遺体が年間3万2,000人にもなっていることが、ことし初めの政府の会合で明らかにされております。

公表されている資料と、私がこの間、直接、各市役所からいただきました資料によって計算をいたしました、23年度のあま市を除く西尾張8市の個人所得の動向がわかる1人当たりの個人市民税の収入見込みでは、平成20年度に比べて弥富市が一番落ち込み幅が少なくても87.5%になっており、犬山市が82.5%、岩倉市が83.4%など、さらに大幅な収入低下がございます。こんな時代に、市役所を市民のために役立つものにする、市民の声をよく聞く、弥富市の福祉は後退させないなどを表明されました、この5年前に選挙に臨まれました服部市長に対し、多くの市民が共感と期待を寄せたものでございますが、この立場は今も変わらないものか、率直な見解をお示しいただきたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

冒頭、三宮議員の御質問に対してお答え申し上げます。

先ほど述べられました所得格差であるとか、あるいは賃金の、収入の減ということに対しましては、世界経済あるいは日本経済の大きな今現在の背景であろうというふうに思っております。そういう状況の中において、社会保障、医療・介護・福祉ということに対するより一層の充実ということは求められるべきであろうというふうに思っております。そうした中におきまして、医療・介護・福祉に対するさまざまな社会保障の財源をどこに求めていくかということはまた別途の問題といたしましても、社会保障制度そのものに対する改革案等々も出ております。そういう状況において、市といたしましても、この医療・介護・福祉という立場におきましては、今後一層考え、また市としての役割をしっかりと果たしていきたいということについては、考え方に相違はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） それでは、そういう前提をお伺いした上で、具体的な問題に入らせていただきます。

少し順番を変えて質問させていただきます。

②として通告をしておきました、税と公的負担の法律の趣旨に沿った軽減制度の充実についてお伺いいたします。

繰り返し低所得者への軽減対策について質問を行い、市側も改善の提案をされ、さきの10月に行われました愛知自治体キャラバンの方々と市の懇談の中でも参加者から、周辺市町よりもすぐれた基準になっているにもかかわらず、せっかくの制度が十分活用されていないことについての意見が出されました。私も、かねてから大変不思議に思っていたことでございますので、改めてこの間の議論や市の対応についてお尋ねをしていきたいと思っております。

一つは、そういうことを広報や窓口以案内を置いて周知をしていますが、確かにそれを読んだだけで自分が対象者になるかどうかほとんどの人がわからないという、わかっていただくという上で非常に難しい問題もございます。また、可能な限り市の制度の基準を統一し、わかりやすいものとするということも約束されましたが、平成19年に改正されました、生活保護基準の130%まで国民健康保険の医療費の自己負担の軽減が受けられる制度の周知がこの案内には入っておらず、つい先日まで、こういう問題では一番熱心な海南病院の医療相談室の方でも、そういう基準に変わっているということは御存じなかったようであります。

そうした個々の問題もございますが、より本質的な問題は、こうした軽減を行うことが自治体の責務であること、特に今日では直接命にかかわる深刻な問題であることの市側の理解と対応が不十分ではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。例えば住むために必要と定められている住居などしか資産のない人の固定資産税の減免が市の制度から抜けていることとか、給与や年金については国税徴収法でその基準が定められており、その基準を超えての差し押さえなどは強制執行はできないこと、その状態を市が認定し、本人に通知をし、3年以上その状態が変わらなければ、その課税はなかったことにして取り消す処分があるとか、本人の申し出がなくても市の責任で行わなければならない最低生活保障の立場からの収納義務、市の業務として本当にそういう立場でこの問題に対して対応されていなかったのではないかと思います。この辺の実際の実務やお考えについて、立ち入って御回答いただきたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤好彦君） 三宮議員の御質問にお答えをいたします。

税と公的負担の法の趣旨に沿った軽減制度の充実をにつきましては、個人市民税につきましては、地方税法、弥富市税条例及び弥富市税の減免に関する規則に基づきまして賦課を実施しておりますが、平成22年6月から、生活保護法による保護基準の最低生活費の100分の110以下を設けまして、所得割額の100分の50に相当する額を減免して、低所得者に対して減免制度の拡充を図り、実施している次第でございますので、当分の間は今の制度を十分活用していただけるように、窓口にて一人一人丁寧に御説明していきたいと考えておりますので、100分の110以下の割合を広げるということは考えておりませんので、何とぞ御理解をお願いします。

あと、貧困による生活困窮者による固定資産税の減免をとの御質問でございますが、平成24年度からの評価がえなどにより固定資産税の減収が見込まれることなどから、弥富市といましては、今後、近隣市町村の動向を参考にしながら、当分の間は現行制度での運用をと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

なお、22年6月からこの100分の110の基準を設けておりますが、現在のところは、この基準の申請をされた方はまだ見えません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） それは弥富市長が認めるものということでありまして、もともと市税の徴収につきましては、国税徴収法に基づく基準が準用されるということについては、税務当局もよく御承知のとおりでありまして、以前に私がいただいたものでございますが、国税徴収法第76条の1項から2、3、4項、6項、10項、11項、こういうものに定められておりまして、明確に強制徴収をしない、できない基準が定められておりますよね。これは給与と年金に基本的に準用されるものでありますが、働いている人1人について最低でも10万円以内、1ヵ月ですね。扶養親族1人について4万5,000円と、こういう基準がありまして、今の市長が特に認めたというのは、本来はこの給与等に入らない部分。だから、以前に皆さんにお示しをしましたが、京都府下の統一した滞納処分の停止、要するに強制的に税金を取らないということを決定する要件といたしましては、基本的には営業所得とその他の所得の合計金額というふうに出ておりまして、もともとの市の税務行政というのは、通常の給与だとか年金につきましては国税徴収法の基準に基づいて実施する。判例でもこれは全国的に確立した方針でありまして、そういうことがなかなか、残念ですが、今までの議論の中で市側からこういう資料も提供は受けておりますが、実際の業務の中では、今の生活保護基準の1.1倍と言われましたが、この基準でも人によっては生活保護よりも上回る基準がありますよね。しかも、その収入には、当然その収入で負担をしている税金だとか社会保険料だとか、こういうものは全部控除した後の額でありますし、さらに、その最低基準を一定の割合で超えていきますと割り増しがあるということも決まっております、全国一律の基準があるということについては、収納課の方はよく御理解いただいておりますが、いかがですか。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 三宮議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、給与の差し押さえ等につきまして、国税徴収法の方で当然定めておりまして、今、質問の中で本人については10万、扶養者に対しては4万5,000円ということで控除が当然義務づけられておりますので、それにあわせて私どもも給与の差し押さえをするに当たっては、計算をいたしまして、それでなお給与の方が上回るということであれば、それについては差

し押さえをさせていただいております。

また、停止につきましては、22年度に100分の110ということで、生活保護基準に合わせまして要綱の方で定めさせていただきました。それについて、滞納者の方から御相談があれば、当然、生活状況の方をお聞きいたしまして停止の方へ持っていく形でありますし、なかなか見えない方につきましては、催告書等で納税相談をしていただくようにということで御連絡の方を差し上げております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 市の今の生活保護基準の1.1倍という基準は、もともと上位の国の法律に基づいて、国税徴収法という法律がありますが、地方税の徴収についても、これに準ずるという拘束を受けていることは御承知ですよね。うちの基準がそれより低い場合は、人によっていろいろ条件は違いますが、当然うちの基準じゃなくて、国税徴収法の基準が適用されるというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 当然国の方で国税徴収法、それから地方税法の方で当然定められております。差し押さえについては、そういう基準を設けて、それで判断をさせていただいて差し押さえをさせていただくと。停止の方につきましては、それぞれ地方税法の方で、国税徴収法の方でもほとんど一緒なんですけど、滞納処分することによって財産がない場合、また生活保護を受けてみえる場合、その他ともに不明である場合については処分停止をいたしますということで、その中で、先ほどお話しさせていただきました生活保護を受けていない方で低所得者の方につきましては、100分の110、あくまでもこれは基準でありますけれども、その基準で判断いたしまして停止をするという考えでおります。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今のお答えですと、国税徴収法で定めた基準、例えば持ち家の人でいきますと、生活保護の基準というのは非常に低いですから、当然10万よりははるかに下回りますよね。もともと地方税法でも国税徴収法でも、生活保護に準ずる程度の貧困状態にある人か、ないしは取ることによってそういう状態になる人については、強制的な税の徴収の執行はしてはならないというふうに定められておりますよね。

だから、問題は、あなた方が調査に行かれたり収納の指導をされるときに、そういう基準があることも含めてきちんとお話をし、そして本来貧困のために納税が滞っている人たちに対しては、当然市の業務としてお知らせをし、その人の判断によって申請をする、あるいは申請をしなくても、一定の条件が整えば市の方で停止をすることができるわけでしょう、滞納処分の停止ね。したら通知をしなきゃいかん。だから、自分の状態が法律で守られる範囲かどうかということをきちんと市民に知らせるという、ここが収納義務の中でもきちんと、

私は残念ですが、相談があればやるけれどもということで、実際に皆さんにそういう条件を知らせない状況の中で、それは本人の側から自主的に納められる場合は、そういう状態の人からいただいてもいいということになっておりますが、やっぱりここは今のような非常に深刻な状態の中ですから、きちんと市が目安を示し、そしてその目安に対応する人たちに対しては本人が申し出ることができるようにすることは、私は市の責務だと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 当然、今御質問がありましたように、本人の方と御相談をいたしまして、それをもとに判断材料として、市の方が停止の方に持っていくか、分割でやるかということは判断させていただきますし、本人の方もどのような生活状況かというのを詳しくお聞きして、それはやらせていただくということになります。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 皆さんの側は、市民の情報を100%持っていますよね。給料で支払い証明書が出たり、それから確定申告が出たり。

それで、さらに具体的な問題でお尋ねいたしますが、国民健康保険税の課税をされている方についてでございますが、ことしの国民健康保険税の改定に当たりまして、検討委員会で出されました資料の中で、年間所得が33万円以下、これは1人働きですと年間の給与収入が98万円以下でございますが、1,025世帯、国民健康保険加入世帯の16.9%あると。それから、所得133万以下ですから、1人働きの方の場合だと給料では216万円以下でございますが、この世帯が2,437世帯、40.3%もあるということなんです、今申し上げました給料の基準、国税徴収法の基準でいきますと、実は弥富市の国民健康保険税の加入者のうちで、7割軽減、5割軽減、2割軽減を受けられるほぼすべての世帯が、これは収入ですから、年金があったり、何人かの方が働いているという場合は所得と収入が変わってきますが、1人働きの場合で給料だけでいきますと、すべて軽減を受けられる範囲なんです。もし1人働きで、それだけの収入しかなければ。

そういう状況がありますから、当然ここはまた収納率が、特に介護納付金を負担する64歳までの方たちの国民健康保険の納付率は88%台、場合によってはそれを割り込むか、そこに近いような状況があって、滞納がずうっと続いている。こういう人たちに対して今のような、皆さんは国民健康保険税と市税は違うと言われるかもしれませんが、これももう確定判決で、当時、秋田市と厚生労働省、当時は厚生省、それから自治省も含めて、高等裁判所まで争って確定した、秋田市はそのときは国保料という名目ですから、国税徴収法や地方税の徴収とは違うという立場をとりましたが、それは許されないという確定判決が出ておりまして、そういう世帯に対する減額や免除をきちんと行うということが確定されまして、今、秋田県で



は、たびたび市町村に対して、そういう人たちに対する軽減措置をきちんととっていくということを県としても通知を出しておりますが、弥富市の場合、特に国民健康保険の課税世帯の状況というのは極めて深刻な状態だというのは皆さんも御承知ですが、ほとんどここに対して滞納処分の停止だとか、それから貧困状態が続いていることによりまして一定条件が整えば課税を取り消していくとか、こういう法律上で定められたことがほとんど実際にはまだ手がついていない。22年度からやり出したわけですが、ようやく、ごく一部だと思いますが、実際に生活保護を受けておる人やいない人は別にいたしまして、国民健康保険税で滞納処分の停止をし、本人に通知された方は22年度は何人ございましたか、お知らせください。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 国民健康保険という形ですと、22年度で生活困窮ということで滞納処分の停止をいたした方につきましては42件で、金額の方は1,366万ほど、これは2号該当という中で生活困窮者、この中には生活保護を受給されてみえる方も入っております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ようやく緒についたところですが、実際の対象者の状態だとか、先ほど申し上げましたように非常にその所得が急激に落ち込んできている中で、国保税もかなり上がったこともありまして、大変皆さん苦しい思いをしながら払っておられます。知らないために適用が受けられないということは大変不公平なことですので、せっかくそういう制度として始められましたら、滞納している皆さんの収入状況も十分調査をされて、担税能力がある方なのか、あるいは国税徴収法の基準に沿ってどうかということをよく御判断いただきながら進めていただきたいということを、重ねて強く要請します。

同時に、この間、皆さんにお目にかかって、いろいろお話を聞いて、非常に私がこれは大変なことだなあと思ったのは、65歳を過ぎた方々が、介護認定なんかも受けているわけですが、実際には特別養護老人ホームもなかなか入れない。同時に、療養型病床群という形で病院が認定を受けておるところでは、一定の入院料だとか、いわゆる室料と食事代の軽減もあるわけですが、実際そういうところは極めて少なく、医療費無料の方でも、65歳以上で介護を受けているような状態の人が1ヵ月入院すると、最低でも部屋代と食事代で8万円、多いところでは12万円ほど負担をしなければならない。なかなか8万円のところはあいていなくて、最近12万円のところにお世話になると。しかも、一定の治療を要する医療処置が必要な方については、その額にさらに8万円の人も12万円の人も3万円ほど上乗せをされると。とても年金暮らしのお年寄り世帯で負担できるような額ではない、多大な負担があります。

こういう問題につきまして、さきに市側にお渡ししました京都府が府下でやっておる軽減、

要するに滞納処分の停止の条件の中には、そういう今のやむを得ない医療費については、要するに生活保護基準云々という基準を計算する上で、必要な費用については控除していくという仕組みがつくられております。また、一定の所得のある人たちについては、今、税法上でいろんな軽減制度がありまして、例えば社会保険控除だとか医療費、今の部屋代も含めて、それから指定介護施設、特別養護老人ホームなんかの部屋代だとか食事代も、2分の1については控除されると。医療費と介護施設の関係の費用負担の控除、最大限200万円まで認められることになっていますよね。

そうしますと、課税所得が2,000万円、要するに控除を引いた残りの税金が実際にかかる所得が2,000万円ある人は、所得税が40%と、それから市民税が10%で、合わせて50%軽減を受ける。お金のある人は税法上でしっかりそういう補てんがされる仕組みがあるんですが、本当にその日の暮らしに困っておる人たちは、無理に無理を重ねてこういう負担をしている。今、経済的理由や健康を理由にして3万人を超える自殺をする大きな原因の一つに、こういう負担が保険から外されて、さっき市長も冒頭におっしゃられましたように、今の社会保障制度は高齢化やいろんな中でどんどんどんどん大変な時代になってきておりますが、それがもうどうにもならない状態に追い込まれた中でそういう問題が起こっておるんだということを御理解いただきまして、控除についても考えていただくとか、それから生活保護基準の1.1倍だとか1.15倍だとか、医療費については国民健康保険は1.15を超えて1.3倍までは2分の1減額という制度がある。でも、それも保険のきく、さっき言った3万円の方の話でありまして、それは2分の1になるという話でありまして、実際には18万だとか12万というような保険の対象にならない負担はやっぱり持たなきゃいかんという、しかもお金のある人たちはそういうものの保護を、2,000万も実際に税金がかかる所得があるような人は半分戻ってくるということを考えますと、市がやることですから全部負担をすることなんかとてもできんと思いますが、そういう人たちに対する税を初めとした公的負担を軽減する仕組みは、今のこの状態を変えるつもりはないというふうにお話がありましたが、今、弥富市民が置かれている、国民が置かれているこの状態を考えたら、これはやはりもっと合理的な温かいものにしていくことがなければ余りにも不公平だと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員から、また新たな課題を御提供いただくわけですが、御承知のように、来年度から第5期の介護保険事業計画をスタートさせていただく、そんな今、策定委員会を中心として協議をさせていただいておるわけですが、御承知のように、介護の認定者も年率5%強の伸び率、そして給付額におきましては、やはり五、六%の伸び率という形で大変な給付額。市としての責任はそのうちの12.5%、20億に対して12.5%の役割を果たしていかなきゃならないというような状況でございます。先ほど三宮議

員の方から、新たな課題といたしましての医療費に対する控除というようなことが考えられないかという趣旨の御質問かと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたような大変な給付額の伸び率でございます。また、認定者数の伸びでございます。我々としてはどういことが検討できるかということも含めまして、控除のあり方等についてはまた検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今、検討させてほしいという市長からの御答弁でございましたが、本当にぎりぎりの暮らしをしていて、生きるか死ぬかというような問題になっておるときに、打つ手がないというような状態の人たち、しかも所得の多い人たちは、2分の1所得税や市民税が減額されて戻ってくると。こういうことから考えましても、ぜひこの問題についてはさらに踏み込んでいただくことと、現実はまだ大変忙しい中で手をつけられたばかりでございますが、それにしても国民健康保険で42件、1,366万円の滞納処分の停止をして、本人にも通知をされているということでございますので、同じような条件の人たちにつきましては、国税徴収法、地方税法の趣旨に沿った対応で、一日も早く市の方針としてそういうことが説明もされ、支援を受けられる人が受けていただけるように改善していただくことを強く要望し、あわせて、国民健康保険はまだそういう制度がありますが、後期高齢者医療制度に移った人たちは、低所得による軽減措置が基本的にないんですね。これはやはり県の方にも要請していただいて、県と市町村の協力で軽減措置をつくっていただく。もっと大変な状況の人たちが、そういう低所得による軽減措置がない中で今のような状態にさらされているということについて、これはぜひ要請をしていただくということも要望しておきます。

次に、特に高齢者、障害者の皆さんの、巨大地震と言われる中で避難が難しい。私どもも町内の防災会でもいろいろ心配しておりますが、実際に町内にもそういうときに家族だけで避難できない方が結構おられます。そういう中で、特にひとり暮らしだったり、お年寄りだけで一方が障害を抱えているとかいう人たちで、いざというときに逃げられないから、ここで一緒にいくわというような話も時々あるわけでございますが、打ち合わせのときにお尋ねいたしましたら、実は今、弥富市の場合は賃貸住宅が供給過剰ぎみもあって、生活保護の人たちの入居しているぐらいの費用で使ってもらってもいいよという申し出も市の方であって、そういう避難困難な人たち、高齢者の人たちが住めるような条件を備えた、エレベーターもあるとか、そういうところに相談があればあっせんすることもできないわけではありませんというような話もちょっと聞いたんですが、実際に今どの程度そういう相談があったり、あるいは今後そういう相談があれば市としてあっせんをしていただけるかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○**民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君）** 相談件数は、生活保護対象者の方につきましてはございますけど、生活保護対象者以外の方は今のところありません。以上です。

○**議長（伊藤正信君）** 三宮議員。

○**12番（三宮十五郎君）** だから、そういうあっせんも、申し出もあってしておるよという話ですが、生活保護よりも幾らか条件が緩い人たち、でも、さっきもお話ししましたように、一回入院すると月に8万だとか12万だとかという負担がかかりますので、本当に手元にある程度金を置いておかないと生活できない状態というのは、そういう人たちはもう骨身にしみて思っていますよね。そういう人たちが相談に来れば、まだあっせんできるような余裕はありますか。やっていただけますか。

○**議長（伊藤正信君）** 平野民生部長。

○**民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君）** お答えいたします。

相談に来ていただければ、私どもはこういうところがありますよということは紹介させていただきます。以上です。

○**議長（伊藤正信君）** 三宮議員。

○**12番（三宮十五郎君）** そういういい情報はやっぱり皆さんに公表して、本当に困った人たちが利用できる、それから全体にまだまだ住宅の供給過剰ぎみがあって、空き部屋があるとはいいましても、特に所得の低い人たちの居住条件は非常に悪いわけでありますので、少しでも改善できる、同時にまたそういう人たちを受け入れてもいいというオーナーの方がおればお願いしていただいて、市が積極的な役割を果たしていただきたいということ。

もう一つは、以前に申し上げましたが、その後、私どもの皆さんへの要請がまだ足りていないからそのままになっておりますが、国も、今こういう人口が減っていく中で新たに公営住宅を建てるとか、そういうことについては市としても非常に問題があると思いますが、一定の条件が整った高齢者、障害者向けのような住宅だとか、耐震問題やいろんな前提条件がありますが、借り上げ公営住宅ということで国の補助制度にのせたり、地方交付税の対象を拡大したりという仕組みもございますので、今後ますますそういう避難困難者がふえていく中でございますので、市としても、これは善意に頼るだけではなくて、そういうあるべき制度にのせていくというようなことも含めて、今後の検討課題としていただきたいと思います。が、いかがでしょう。

○**議長（伊藤正信君）** 服部市長。

○**市長（服部彰文君）** 三宮議員にお答え申し上げます。

所得の低い方に対する住宅の問題でございますけれども、弥富市は持ち家比率がこの関係市町村の中でも非常に高く、69.8%の持ち家比率でございます。そのような状況の中で、今、生活保護の受給者は175世帯、260人の方が受給をしていただいております。そういう中

において、御承知のように、生活保護の受給者に対しては、保護費という形で生活費と住居費が支給されるわけでございます。そういった住居費という中で私どもとしては住宅をあっせんしていくという形で考えておるところでございます。

また、借り上げ公営という形での住居制度でございますけれども、これにつきましては、まだ最近検討されたことでございますので、その内容がどうであるのか、あるいは私どもにとって、それを借りていただく人にとってどういうメリット・デメリットがあるかということにつきましては、しっかりと勉強していかなきゃならないだろうと思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） それでは、次の質問に移させていただきます。高齢者の給食サービスの充実についてお尋ねいたします。

今、弥富市は、配食サービスにつきましては、高齢者のみの世帯や、高齢者と一定の条件の障害者の世帯、あるいはひとり暮らしの高齢者、ここを受給要件者として配食サービスを行っております。ただ、市の負担が1食360円、御本人の負担が300円ということで、一つは、この配食サービスが自分の口に合わないということもありますが、もう一つは、1食300円の負担がなかなかできないという人たちもふえてきております。だから、3度の食事を2度にしたり、いろんなことが行われておりますが、給食サービスの要件が今申し上げましたような状況であれば、今、市はもう一方で、総合福祉センターの食堂の運営ができるようにということと、そういう人たちが、まだ元気な人たちはおふろに来ていただいたり、そこで友達と語らってもらったりするということを条件にして一定のチケットを発給しておりますが、それについて今後どうするかという問題はいろいろお考えがあると思いますが、私は、そのこととは別にいたしまして、300円の負担ができない、もう少し何とかならんかという、そういう人たちの声にもこたえるような給配食サービスですね。近所の、今ですとモーニングサービスなんかは300円台で食べられるわけでありますから、仮に1食200円の助成をすれば、当然配食サービスの条件に合う人たちに対してだけ行う制度でありますので、そういう形で高齢者の方々が気軽に外出する、あるいは今もう本当にそういうまちの飲食店なんていうのは、コンビニ弁当だとか、それから100円ずしだとか、そういうものに押されて本当になくなっていく一方でありますが、そういうところを、高齢者の人たちが気軽に出かけられる、そして友達と話し合える場所にしていくという上でも、今の配食サービスと外食支援事業を、地域の市民の力をかりて見守りをしていくということも含めて、もっと総合的な給配食サービスの仕組みにしていく必要があるんじゃないか。

それから、以前にお尋ねしたときに、今、2社がやっておりますが、まだ弥富市内にも給配食サービスのできる業者もたくさんありますし、いろんな自分の好みだとかそういう関係

で、要するに弥富全域は配食できないけれども、このエリアだったら配食してもいいよというような人たちから、一切市の補助を受けずに食事をとっている方も決して少なくないわけでありまして、そういう多様な高齢者、特に障害者の低所得者の人たちが選択できるような制度にする、しかも地域と結びつけるような制度にしていくという、こういう方向での御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

給食サービスにつきましては、高齢者の方の健康保持及び孤独感の解消を図ることを目的としております。お弁当の配達時には声かけをして、安否確認を行っております。配食サービスにつきましては、最近セブンイレブンさんは無料の配達を打ち出しております。また、外食産業の大手のワタミさんなどの新規参入もございますので、このような業者さんのお話を聞いて、300円以下にならないか、そういうことを今まで以上のサービスの提供につなげていきたいと思っております。

それから、議員さんの言われました、まちの飲食店の使用についてということですが、これにつきましては、新しい高齢者福祉事業の立ち上げが必要かと思っておりますので、いま一度時間をかけて、他市町村の取り組み状況も含め研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひ新しい事業として考えていきたいというお話でございますが、要するに可能な限り市内のそういう人たちの力をかりていく、そして実際には減価償却費なんかはもう考えずにやるとか、あるいはコンビニでも外食産業でもそうですが、要するに健康保険の負担をしない4時間以下だとか、そういう雇用形態の中でこういう産業がどんどん膨れ上がってきておって、私も近所の喫茶店なんかめったに行きませんが、行くと、いすが壊れておっても破れておっても直さずに、それでもお年寄りや近所の人たちが来てくれるもんでやっておるか、そういうお店がもうだんだん少なくなって、でも結構朝からいっぱい入っておるとかありますので、まちの中で、地場で頑張って、みんなの暮らしを支えておる人たちの力もかりる、そこにお年寄りや障害者の人たちも一定時間行って気晴らしできる、そして市民で見守っていく、こういう方向でぜひ検討を進めていただきたいと思いますし、とりわけ確かに費用だけ考えますと、大手の外食産業やそういうものに頼れば安くなるかもしれませんが、同時にまちの食堂やそういうところで利用できるような仕組みを大事にして、どんどんどんどんまちの中から小売店がなくなっておりますので、皆さんが集まる場所、福祉センターにバスで来るなんていうのは、十四山や鍋田の人たちは考えられん話ですよね。だから、ここはひとつ、なるべくそういう地域に残っているお店を残していける、

そしてその人たちにも協力していただける仕組みをつくっていただくことを強く要請して、次の質問に移らせていただきます。

次は、ちょっと視点を変えまして、文化施設と施策の充実を求めるということについてお尋ねいたします。

以前から何回もいろんな形で問題になってきたことですが、この前、オユンナさんが来て、公民館ホールで全部向こうの機械を持ってきてやったから、非常にみんな、オユンナさん御本人の歌もそうですが、いい音楽が聞けたといって喜んでおりますが、実際に公民館にある放送設備だとか照明設備というのは、とても生の音楽を演奏したり、皆さんに聞いていただいたり、あるいは演劇をやっていくという上では、実際にそういうことがわからない人が設計して、そのまま受け入れているという施設でありまして、例えば楽器によりましては、あそこで弾いて、天井の方に音を上げて、そこで反射させて観客席の方で音を聞いていただくとか、そういうのがあるんですが、上に確かにその反射板というんですか、反響板というんですか、あるんですが、問題は、それを使えばスポットライトが使えないと。要するに、普通そういう施設ですと、スポットライトがあるところは、ちゃんと穴をあけて光が通るようにされているとか、それからもともとそういうことを考えずにつくった施設ですから、楽屋もないし、演劇なんかやって、一たん花道からおりて反対側から出るとか、そういうことも全然できない仕組みになっていますよね。

そういうことで、これだけのまちになり、幾つか似たような施設はありますが、みんな中途半端な施設。ぜひどこかでそういうことができて、子供や市民が発表会をしたり、生の演劇に触れられる。その都度いっぱいお金を出して、機器を借りてやらなければ生の音楽がまともに聞けない、演劇がまともに見られない、そういう状態で大変残念だと思いますし、今、市の施設のいずれかで改造すればどの程度のことができるのか、改造してもとてもそういうことに耐えられないものなのか、その辺も含めて調査をしていただいて、市民の文化向上の要請に、子供たちにいい文化を受け継いでもらいたいという強い声もありますので、そういう必要な調査をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木春美君） 三宮議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、音や照明などの関係ですけれども、社会教育センターは平成元年の竣工であります。当時の利用目的を考えたときに、多目的に利用できるホールであったことと思います。その後、ニーズの多様化によりまして、さまざまな行事で利用されるようになったわけですが、現段階では行事に見合った既存の施設・設備の利用をお願いしたいと思っております。

次に、反響板と照明の絡みでございしますが、中央公民館のホールの舞台の反響板は上側が

2枚になっており、2枚目を使用することにより上からの照明が隠れてしまうという、そういったふぐあいがあります。現在は、反響板の中に照明が埋め込んであるものもありますので、今のところは、照度、明るさの調整については、正面からのスポットライトや横からの照明で調整していただくことで利用をお願いしたいと思っております。

文化ホールの確保につきましては、将来的には必要性も生じるという認識はしておりますが、現段階では、当面、行事内容や利用の形態に応じて、既存の中央公民館ホールや十四山スポーツセンター第2アリーナを利用していただくことで対応してまいりたいと考えております。

それから、全体的というか、音響に関してですが、老朽化に伴い、ところどころふぐあいも発生していることから、24年度のできる限り早い時期に音響設備を一新したいというふうを考えております。

また、施設の大規模改修の必要が生じたときなどには、全体の見直しといいますか、改修や舞台設備を見直していくというふうには考えております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員、発言中ですけれども、時間が近づきまして、まとめて。

○12番（三宮十五郎君） はい、そのつもりで最後の質問を行っております。

それで、今、当面このままで、多少の手直しはと言うんですが、今の子供たちは、私たちと全然違って素晴らしい音感をしていますし、そんな子供たちに、とてもあそこで発表会をやらしてもらったり、生の音楽を聞いていただくというわけにはいかんわけで、どんな程度のことをしたら本当にそこそこのものになるのか調査をするとか、そういうことをきちんとやって、今あそこで無理だというなら、当面どういう改善をする、そしていつごろまでにどうしていくというか、そういう展望を持って対応しないと、あの状態を引きずっていると、私は4万を超える市として子供たちに、せっかくすぐれた感性を持っている子供たちが、何かあると全部桑名市へ借りに行ったり、愛西市へ借りに行ったりということでは大変残念だと思いますので、まともな音楽を聞こうと思うと、みんな装置を持ってきてやらしてもらわないといかんという状態というのは、毎年文化祭なんかもありますが、ここは、そういう施設をどうしていくかということとあわせまして、使いこなせる職員、いろいろ努力はしていただいておりますが、これでは困るという申し出もたくさんありますので、そのこともあわせて御検討いただきたいと思いますと思いますが、市長、いかがでしょう。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） あの音響設備につきましては、つい先ほど、私ども文化協会の5周年記念事業という形で洋邦楽の集いがありました。私も一日同席させていただきました、プロの方が使用していただく音に対して大変不手際があったということも実際に見ておりますし、聞いております。大変専門家に対しては御迷惑をかけたというふうに思っておるわけで



ございます。そうしたことから含めまして、先ほど所管の方から答弁いたしましたように、音響設備については一新をしていきたいと思っております。

また、この音響設備を担当する、今は職員の方でやっておるわけですが、年間契約をさせていただいて、外部ブレーンの導入も検討していきたいなあというふうに思っているところがございます。すべての行事に対してはそのようにはまいりませんけれども、重立った行事に対して、あるいは行事の内容に対して音を使うようなものであれば、そんなことも検討しながら、外部との契約というような形を検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひそれは一歩前進ですからお願いしたいんですが、どの程度かればまともなものになるかどうかという検討は一日も早くやっていただいて、どうしてもいかん場合は、将来的な、なるべく早い時期にそこそこの、本当に市民の皆さんのニーズにこたえられる設備にしていくということで、必要な調査をきちんと行って、効果的な対応をされることを強く要請して、質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いいたします。

○5番（佐藤高清君） 5番 佐藤高清です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

現在、弥富市各戸に洪水ハザードマップ、こういった形のものが各家庭に配られております。これは、平成20年6月の作成であります。そして、今回、緊急時避難マップ、またその裏側に防災マップという形で全戸に配布され、また配布の予定であります。このハザードマップについて、何点か質問をさせていただきます。

近年、各地において、これまでの予想を超える災害が起きています。災害は予想どおりに起きないことを、今回の3月11日、東日本大震災で痛感し、想定外と評された被害状況は私たちにも大きな脅威となり、衝撃的なものでありました。海拔ゼロメートル地帯である弥富市の防災のあり方において、何をどこからどう取り組むべきなのか、この点においては課題や問題は尽きないと考えます。行政が取り組まなければならない災害対策は、防災から減災、免災への視点へとシフトチェンジしています。災害の被害を想定し、その被害を最小限にす

るには何をしておかなければならないのか、この点を事前に研究し、対処しておくことが、今後取り組まなければならない施政方針です。こうした中で、今回、緊急時避難マップが作成、配布されました。こうしたマップが担う責任は重大であると思います。そういった意味も含めまして、緊急時避難マップに関する質問をさせていただきます。

1点目、各学区単位で作成され、所属学区のもの1枚が配布されています。より一層の安心情報の提供を考えれば、全域での情報提供も必要になってくるのではないのでしょうか。

2点目、標高の情報について、国土交通省のレーザー測定成果によると明記してありますが、現状と照らし合わせて、すべての学区の地図はどのくらいの精度、正確性があるのでしょうか。

3点目、弥富市における津波はとの記述の中に、海岸に約80分で第1波が到着し、その高さは2メートルと想定とあります。青色一色で作成されているため、この文章と相まって、一見ハザードマップのようにもとらえてしまいます。さらには、地震の発生に伴い津波も発生した場合、80分以内に安全避難行動を終了しなければ危険性は高まる一方にあるにもかかわらず、警報等の情報を入手したらすぐに避難せよとの啓発をより強めてほしいと思うのが当たり前だと思いますが、どうでしょうか。

4点目、片や防災マップに目を移しますと、津波による浸水深さについては、市内のほんの一部地域において40センチから1メートル、1メートルから2メートルの予想で書かれています。別のマップで、海岸に80分後に第1波、高さ2メートルと明記してあるのであれば、当然関連性・整合性はとれていなければなりません。従来の見解と比較も含め、この点の説明をお願いいたします。

5点目、緊急時避難マップに津波避難所が想定され、その詳細が欄外で一覧できるようになっています。3階以上、屋上の高さの情報や収容人数が示されておりますが、地図上では施設名称、避難場所マークのみの記載になっています。同じ3階建ての建物でも、標高が1メートル違えば危険度は違って来るはずです。表示方法の一つとして、避難所自体の標高を比較できるようにしてもよいのではないのでしょうか。

6点目、愛知県において、第1回愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会が11月2日に開催され、来年度中に検討会が2回、分科会を3回開催し、高潮浸水予想図を公開する予定になっております。これら検討会の結果報告を待たずして、先行して情報を公開する施政方針は大変心強いものがあります。従来そのままの見解をもとに作成された今回の緊急時避難マップであるならば、新しい情報が公開されるたび、再検討される必要が出てきます。弥富市独自の情報収集能力や危機管理に対する意識、情報公開といったことにもかかわる問題になりますが、今後公開されるであろう情報や認識と、今回作成された緊急時避難マップ内の情報についてどのような考えをお持ちか、御説明を願いたい。

7点目、この地域は古くから液状化現象の危険性も指摘されています。緊急時避難マップは、津波発生時ばかりでなく、液状化現象が起こった状況下でも応用できるのでしょうか。

以上7点、緊急時避難マップに関する質問であり、細かな部分でありますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

まず、防災マップは市全域の情報提供も必要ではないかという御質問でございます。

今回は見やすさというものを考慮いたしまして、各学区・地区ごとの6種類のマップを作成いたしました。市全体の情報といたしましては、裏面にも、海拔データ等を除きますが、記載させていただいております。全地域の情報が必要な場合は、防災安全課窓口でお渡ししておりますので、よろしくお願いいたします。また、市のホームページにおきましても、近々掲載予定となっております。

続きまして、標高情報の精度についてでございますが、こちらの方ですが、最大で30センチぐらいはあるのかなあと考えています。データ自体がもともと10センチ単位のものでございますので、そのぐらいの差異は出てくる可能性があります。

それから3番目、青一色で作成しているために、津波でなく、洪水ハザードマップのように感じてしまうかということでございますが、着色は標高をあらわしております。自分の住んでいる場所の実態を認識していただくためのものです。津波につきましては、その高さが問題になります。今回の東日本大震災の被災地の場合、港が多く、海が直接居住地につながっているという現状がございました。堤防により土地が守られている弥富市とは事情が違ってまいります。堤防による安全度を考えて、必要な場合は同報無線等により避難勧告等を行います。

なお、津波警報は津波警報と大津波警報があるわけでございますが、津波警報につきましては3メートル未満の津波でございますので、現段階では危険度は非常に低いのではないかと考えております。大津波につきましては、3メートル以上の津波を想定しております。

続きまして、津波による浸水深と海岸線に2メートルの津波との予想の整合性についてということでございます。

浸水深は、境、稻荷崎地域において河川遡上による津波であります。津波が堤防を越えて市内に水が入った場合の深さです。鍋田川下水門が何らかの障害のため閉鎖できなかった場合の想定であり、水門が閉鎖できれば、堤防により市内の被害はほとんどないと想定しております。この点で、海岸線に2メートルというものについてとは考え方が違ってまいりますので、御理解願いたいと思います。

続きまして、避難所自体の標高を比較できるようにできないかという御質問でございます。

御質問のとおり、同じ3階建てでも高さに違いがあることは確かです。今回の津波・高潮緊急避難場所については、現在の東海・東南海の2連動地震の想定で、高さは1.8メートルでございます。震災後の新聞報道によりますと、大学の先生等の研究によって、最大、現在の想定 of 2倍程度の津波があるだろうということでもございました。海拔の低い場所でも、3階建て以上の建物であれば安全性が確保できるというふうに判断いたしまして、これを基準とさせていただいております。各建物の標高の表示につきましては、次回マップの作成時の検討事項とさせていただきたいと思っております。

続きまして、新しい情報により、マップの再検討を行うかという御質問でございます。

御承知かと思いますが、現在、国の中央防災会議や県において、国は24年度に3連動を想定して、県は25年度に東海・東南海・南海・日向灘等の4連動以上の被害想定を予定しております。この結果をもとにして再検討を行う必要があると思います。再検討を行った場合につきましては、また新しいマップ等の作成という形で各市民の方に情報の提供をさせていただきたいと思っております。

それから、液状化の場合の対応でございます。

液状化については、マップの裏面に掲載してございます。500メートルメッシュであり、非常に粗いものでございます。弥富市のほとんどが危険度が極めて高い地域になっております。液状化対策は難しいものであり、建物が建っている場合には特に有効な対策が少ないものでございます。マップに掲載しておりますが、家の建てかえ時などには専門家に相談していただき、液状化に強い建物の建築も検討していただけたらと思っております。

なお、県では25年までに現在の液状化マップをもっと詳細なものにするというふうに伺っておりますので、その結果も待ちたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

○5番（佐藤高次君） 今、課長の方から答弁いただきました。今回つくっていただいて、配っていただきましたハザードマップです。見にくいから質問しておるんですよ。全然温度差が違ふんですよ。課長、私は見にくいから質問しておるんですよ。見やすい地図をつくりましたと言っているんですよ。4日にごみ拾いがありました。白鳥学区の防災ハザードマップが田んぼにくしゃくしゃになって落ちておったんですよ。非常に残念でしたね。私のところに本当に苦情が来ておるんですよ。中日新聞とかいろんな形でこの問題について御苦労が紹介されておるわけですが、もう一回答弁をお願いできませんか。真剣なんですよ。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど「見やすさを考慮して」という言葉が非常に誤解を生んだかと思っております。この意味につきましては、全体的なものになりますと、6ヵ所分

の紙の大きさ等も考えますと、もっと見にくいといったらおかしいですけど、縮尺の大きいものになってしまうということがありまして、一応、各家庭で管理していただきやすい大きさ、その中に情報をできるだけ詰め込むためにはということで、各地域単位での作成とさせていただいております。御指摘のように、今回のマップがベストのものとは決して思っておりません。現段階でできる範囲のことをやらせていただいたつもりでございますけれども、そういった点も御理解をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） また検討して、新しい地図をつくるということであります。当然そういう形になると思いますけれども、ほかの行政でもいろんな防災マップ、ハザードマップを作成されております。比較することによって、我が弥富市のこの安心・安全マップが本当に進化しておるという先進地の例にならなきゃならないわけありますので、よろしく願いいたします。住民には今すぐ役立つ、わかりやすい資料の配布をお願いしたい。災害の種類により避難所開設状況が変わるという身近なことですら、今回伝わっていない。今までの災害のときも被災者が出ていること、また弥富市においては伊勢湾台風以後、大きな災害は見舞われていないが、治水計画の安心情報も含めて、災害に対する備え・必要性を提案するのも方策ではないかと思えます。

続きまして、次の質問に入ります。

免災の視点を持った行政とまちづくりについて、各論について質問をさせていただきます。

1点目、情報伝達については、同報無線を初め携帯電話、テレビ、ラジオ、メディア等々といったものがありますが、その情報発信源についての方針や取り組みはどうなっているのでしょうか。

2点目、避難スペースの確保や拡大、救援物資の保管場所やその内容や数量は的確でなくてはならず、確実に把握していなければなりません。現実的な準備・体制がとられ、災害時、直ちに被災者の要望にこたえることは可能なのでしょうか。

3点目、災害時要援護者名簿について、自治会や自主防災組織、地元消防団といった組織と共有できているのでしょうか。また、関係団体や民生委員との協力関係について、現状はどうなっているのでしょうか。

4点目、災害の種類によって、その備え方はそれぞれ違うと思います。行政のできることといえば、必要とされる情報を必要な分、わかりやすく提供することであると思います。必要な分とは、あれもこれも欲張らずシンプルな内容であること、わかりやすくとは、活字の大きさ、色使いに表現することだと思います。このことについては、全国各自治体のハザードマップ等、いろいろ参考にできる事例はたくさんあります。弥富市においても、今後参考にしていかなければなりません。現在、他の行政との比較や資料収集の検討をどのような考

えであるのか、答弁をいただきたいと思います。

5点目、海拔ゼロメートル地帯である弥富市の将来像を示す意味で、安心・安全の情報を、地域性等を十分に考慮し、正しく提供していける都市計画像の再構築についての方針をお答え願います。

6点目、今後、行政と住民が一体となった災害対策訓練を行っていく必要性も出てくるとありますが、行政と市民が協働していくための訓練の必要性について、その考えをお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） まず、情報伝達についてでございます。

マップの裏面に記載してございますが、同報無線やエリアメール、マスメディア等により、より正確に、より速い情報が伝達できるようにいたしてまいります。特にエリアメールにつきましては、従来NTTドコモのみの対応でございましたが、au、ソフトバンクもサービスを24年春には開始するということを聞いております。県もエリアメールについては導入しております。有効な情報伝達方法になると思いますので、こういったものの活用も考えてまいりたいと思っております。

続きまして、避難スペースの拡大や、救援物資の保管場所などについてでございます。

避難場所につきましては、市指定の避難所として34ヵ所を指定しております。物資につきましては、非常食、毛布を中心に備蓄をしております。これにつきましては、詳細を防災計画の中でうたわせていただいております。保管場所等も含めてでございますが。

災害発生時に直ちに被災者の要望にこたえることができるかとの御質問ですが、その災害の規模により、対応できる時間は変わってまいっていると思っております。通常、公的な援助ができるまでは3日間ほどかかると言われております。今回の震災ではそれ以上の時間がかかっております。マップにも掲載してありますが、最低3日分の備蓄をお願いしております。より早い援助には努めてまいります、引き続き3日間の個人の備蓄についてもお願いしてまいりたいと思っております。

続きまして、災害時要援護者名簿についてでございます。

災害時要援護者名簿につきましては、民生委員さんの協力のもと、独居老人の世帯につきましてはデータを持っておりまして、その段階で各自治会の方にもお渡ししております。現在、個人情報保護法の関係もあり、自治会や自主防災会に情報を提供することは非常に難しくなっております。機会があるときには防災会等にもお願いしてまいっておりますけれども、地域での名簿作成、御近所の名簿ということになりますけれども、そういったことも検討していただきたいと思っております。

続きまして、マップについて、他の自治体のものを参考にしたらどうかということでござ

います。

今回のマップ作成時にも、委託業者を通じてでございますけれども、他の自治体のマップを参考にさせていただいているところでございます。よい事例がございましたら今後の参考とさせていただきたいと思っておりますので、また御教示願えればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

都市計画像につきましては、別の課の方で対応させていただきますので、6番目の行政と市民が協働していくための訓練が必要ということでございます。

議員御指摘のとおりでございます。訓練の必要性は非常に感じております。市全体の訓練やコミュニティ単位の訓練は、メニュー方式になりやすいという欠点がございます。こういったものにも取り組むことは必要でございますけれども、行政と市民がともに働く協働という考え方に立った訓練につきましては、防災会で行う訓練等で市の方も巻き込んでいただきながら避難訓練等を導入していただくといったことも一つの方法かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、5点目の安心・安全の情報を地域性等に十分に考慮し、正しく提供していける都市計画像の再構築についての方針についてお答えさせていただきます。

弥富市のまちづくり構想としましては、弥富市都市計画マスタープランがあります。この計画の中で災害対策の方針については、河川整備流域対策促進、市街地の耐震化・不燃化、避難地・避難路となる空間の整備・確保等を図り、市民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指しますとしています。今後につきましては、弥富市総合計画、弥富市地域防災計画などの見直しが行われた場合など、他の計画との整合を図りながら、地域性等を考慮した災害に強いまちづくりを進めるための方針・施策などの策定を進め、都市計画マスタープランの見直しを適時適切に行い、情報提供に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 今回、本当に時間をかけて、市内の安全・安心のためにこういった地図をつくっていただきました。また、液状化という本当に恐るべき地震に対する備えもマップに表現をさせていただいております。このことが十分市内の市民・住民に対して正確に伝わる方針として、まだまだ努力が必要だと思います。

そこで、市長に質問をさせていただきます。

今回の避難マップについて、避難場所の地域による軒数の不公平さに対する住民からの意見が届いております。また、本来、市当局からの施設情報については、ある程度の比率で地

域差を避けて提供するというのが大前提にあるわけであります。しかし、今回のマップ作成は、少なくともこのマップを見たことで避難することに不安が増す地域がふえて、住民により安全・安心を伝えるなら、なぜもう少し時間をかけ、精査しなかったのか。早く避難場所を見つけたいという住民ニーズにこたえどころか、逆に不安を覚えた住民に対し今後どのように答えていくか、市長の方で答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高清議員にお答え申し上げます。

東日本大震災から９ヵ月がたとうとしておるわけでございます。そうした状況の中で、この機会に市民の皆様にも大変なお見舞いをいただいたり、あるいは救援物資という形で御支援をいただいたことに対して、心から感謝を申し上げたいと思っております。

我々は、この地震から多くのことを教訓として学んでいかなきゃならないと思っております。今まで市民の皆様から、弥富市の一人の住人として、このような地震あるいは津波というものが、起きてはなりませんけど、起きた場合に、私たちはどこへ避難をしたらいいのかという問い合わせがたくさんございました。そうしたことに対する一つの問題として、私たちは、まず地震・津波に対するソフト面での知識というものをしっかりと持っていただきたい、そして我々として情報がいかに早く発信できるかという情報の管理の問題、そしてそれに基づく避難のあり方ということについて、市民の皆様にお示しをしていかなきゃならないというふうに思っております。そうした避難のあり方について、私たちの公の施設だけではなく、共同住宅であるとか、あるいはさまざまな民間の施設に対して御協力をいただき、大変感謝を申し上げるところでございます。多くの共同住宅、あるいは民間の施設の方にお話をさせていただきました。しかし、マップ上ではまだまだ軒数が少ないわけでございます。これからも御理解いただくという中で、共同住宅あるいは民間の施設の方に対して私どもとしても努力していきたいというふうに思っております。

確かに地域間格差があるということは否めません。しかし、そういった中で我々行政がどういったフォローをしていかなきゃならないかということも、また別の問題としてあるわけでございます。私は、それぞれの学区・地区において、やはり防災広場、防災センターというものを立ち上げていかなきゃならないということを、今までの議会の中でも答弁をさせていただきました。この３月１１日以前からの話でございます。そして、これからは喫緊の課題として、それをもう一度しっかりと取り組んでいかなきゃならないというふうにも思っておるわけでございます。３方を海、１級河川に囲まれておる私どもでございます。そういうところの近いところから、順次皆様の御理解をいただきながら、防災広場、防災センターというようなものを立ち上げていきたい。そして、地域の皆様の安心・安全ということに対して行政の役割を果たしていかなきゃならないと思っておるところでございます。



関連といたしまして、この間、ハード面における防御という中で、国土交通省にも出かけ、さまざまなお願いをしてまいりました。一つは、名古屋港にある高潮防波堤の老朽化対策をしっかりと御検討いただきたい。あるいは、その耐波性テストをしっかりとやっていただきたいという旨。もう一つは、静岡沖と紀伊半島沖にはありますけれども、伊勢湾沖にない、いわゆるGPSの波浪計の設置をお願いしてまいりました。そして、今回11月21日の国の3次補正で、その調査費・測量費を認めていただきました。総額1億5,000万の高潮防潮堤に対するさまざまな老朽化対策、あるいはGPSの波浪計の設置に対する予算がついたわけでございます。今後は、その予算に基づく整備計画を早急に進めていただきたいということを、まずお願い申し上げていきたいというふうに思っております。

また、先ほど佐藤議員の方から液状化現象という話が出ました。今回、東日本大震災で液状化が大変ひどかったのが千葉県のパウ、あのディズニーランドのあるまちでございます。私どもは、過去の歴史の中で大きな地震に伴った液状化が旧弥富でも起きておりますので、職員を引率し、パウの現地で行政視察をさせていただいたところでございます。液状化とはこういうものかという、本当に悲惨な情景を見てまいりました。

そういう状況に対して、先方のパウの松崎市長からいろいろとお話を伺ったわけですが、つい最近では、8ヵ月経過した状況の中でさまざまな復旧・復興に対するノウハウが積み重ねられておるわけでございますけれども、そういう情報を教えていただきたい、あるいは共有化させていただきたいということで、災害協定の覚書を締結させていただきたい旨、先方をお願いをいたしました。松崎市長からは快諾をいただきまして、私たちが体験したことが皆様にとって必要なものとなり、生かされるものであるならばぜひ協力していきたいというお話をいただきました。今月のこの20日過ぎには、私どもの防災安全課と向こうの危機管理室とで話し合いを持ち、しっかりと液状化に対するさまざまなノウハウというか対応策も含めて、これから勉強してまいりたいというふうに思っております。職員の交流であるとか、インフラ整備のあり方であるとか、あるいは住民の生活支援ということを学んでいきたいと思っております。

また、最初に戻りますけれども、いずれにいたしましても私たちができることはソフト面の強化でございます。それが防災・減災につながっていくということがあるわけでございますので、住民の皆様の御協力をいただきながら、あってはなりませんけれども、3連動、4連動の地震あるいは津波ということも想定しながら、これからも行政としての役割を果たしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高青君） 我々も、伊勢湾台風という大変大きな被害を経験してまいりました。

浦安の方では液状化という、本当に悲惨な今回の震災で経験されたわけであります。そういった経験された方々のノウハウをこの弥富にどうぞ十分生かしていただきたいと思うわけでありますので、よろしくお願いいたします。先ほどの市長の話の中にもありましたように、今、地震が断層型の地震なのかプレート型の地震なのか、もう3連動が5連動になってきています。本当にこの地区に迫ってくるような危機感を持っております。浸水ということになりますと1日に250ミリというゲリラ的な豪雨、この備えも確認をとりつつ、安全・安心の弥富市に十分寄与していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。弥富市の基幹産業である農政について質問をさせていただきます。

昨今、農業が持つ多面的な機能に大きな期待と関心が集まっていることは言うまでもありません。農業は、我々が生きていくための必要な食料を供給する産業であることに加え、その生産過程において、防災、生物多様性、環境保全といったさまざまな恩恵をもたらしていることは忘れてはなりません。田んぼや畑で雑草が生えれば、米や野菜はうまく育ちません。除草することで環境保全につながり、害虫の発生を抑制する。場合によっては不法投棄を阻止したり、火災の予防にもつながることもあります。また、農作物にとって必要不可欠な水の管理一つをとっても、水田に雨水を一時的にためることで、洪水や土砂崩れを防ぐのに大きな力を発揮し、水の供給と排水のための水路やポンプに至っては、海拔ゼロメートル地帯に生活する我々にとっては、防災という視点からしても、この恩恵がいかなるものかは身にしみて実感できるものがあります。農業に適した環境というものは、多様な生物にとっても生存しやすい環境であると言えるでしょう。このような恩恵は農家だけのものではなく、市民全員の財産であり、人の努力なくして恩恵を受けることは不可能であります。農業が目指す究極なものは多面的機能の活用であり、それをより有効的に活用できるようにするために必要なことは何なのか、私は、農家一軒一軒の理解と協力に頼らざるを得ない部分が大いと感じています。安定して、しっかりとした農業経営基盤を構築しなければ、農家の理解と協力など得ることは到底不可能であります。

私は今まで、行政・JA・農業共済との関係強化、補助金等の申請時の書類の内容の適切化、事務の合理化、配布者の負担軽減等の視点でも何度も質問をしております。その都度、前向きな答弁をいただいております。私個人は、角度を変えた防災への取り組み、環境保全への取り組み、それに注いでいかなければならないと思っております。この件について初めて質問してから年単位の月日が経過しております。初めてのときから情勢等もいろいろ変化しておりますが、書類の一元化をもとに、安定してしっかりとした農業経営基盤を構築し、農業の多面的な機能を効果的に発揮できるよう、体制を目指していかなければならないと思っております。この件に関し、この数年の間の進捗状況や今後の見通しなど、確認の意味

も含めまして答弁をいただき、整理をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、進捗状況につきまして御報告をさせていただきます。

弥富市農業委員会、ＪＡあいち海部、海部津島農業共済は、それぞれの台帳を持ち、管理をしております。合併後も弥富市地域水田農業推進協議会におきまして、弥富市農業委員会のデータをもとに、生産調整による現地確認等を行って、台帳整理を行っております。

農業共済におかれましては、農業者との申請面積の単位が違うところもございました。しかし、水田協議会の水稻生産実施計画書をもとに台帳整理が行われてまいりました。現在では平成22年度より戸別所得補償制度のモデル事業が始まり、今年度から本格実施されております。この制度では水稻共済への加入が原則となっておることから、システムソフトの問題もございしますが、水稻生産実施計画書、農業者戸別所得補償交付金に係る営農計画書、水稻共済細目書の一体化に向けて関係機関と協議をし、農地転用等によります移動面積につきましても調整中でございます。

また、農業経営基盤の構築といたしましては、今後も農地利用集積団体であります農協と農地の所有者の委任を受け、農地の貸し付けを行ってまいります。このようなことから、農地を面的に集約し、オペレーターの方々に地区割りをし、作業が効率的に利用できるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○５番（佐藤高清君） 一生懸命やっております。本当にありがとうございます。

弥富市独自の問題でないわけでありまして、ＪＡは広域団体、また共済組合も広域団体ということで、弥富市独自の問題について大変難しい問題があると思います。まだ、いまだに我々が申請する用紙には、片や平米数で申請をし、方やアールで申請をし、それぞれ行政、ＪＡが持つておるデータのプログラムは、会社が違う関係で統一することは不可能だと思いますけれども、現実問題として話し合い等において何が問題だったのか、関係機関、ＪＡや農業共済の行政への要望があったのか、また行政からＪＡとか農業共済に要望があったのか、そういったことについて、１枚の紙で何とか三者の申請がうまくいくようにならないものかと、私はこういう形で質問をしておりますけれども、どういった問題があったか、答弁できる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、現在調整中ではございますが、関係書類の配付方法、配付時期を調整して、支部長、生産組合長に負担がかからないように、関係機関との連携によりまして、書類及び事務の簡素化に努めております。また、組織の見直しといたしまして、

弥富市、蟹江町、飛島村の各地域水田協議会及び海部南部担い手協議会、円滑化団体等を統合いたしまして、（仮称）海部南部地域農業再生協議会への移行につきまして、平成24年4月の発足に向けまして現在関係機関と調整中でございます。

また、関係書類につきましても、一本化に向けて、弥富市、蟹江町、飛島村、農協、農業共済と愛知県の指導のもとに協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 早く成就するように、よろしくお願いいたします。先ほども言いました、農政は弥富市の基幹産業であります。また、防災、生物多様性、環境保全といったさまざまな恩恵をもたらしております。市民全員の財産であります。どうか農業の経営がうまくいきますように要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたしまして、13時から再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

山口敏子議員が近親者の不幸でお帰りになりました。それで、会議規則第81条の規定によりまして、会議録署名議員を、午後、佐藤高清議員を指名したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） では、そのようにさせていただきます、会議を再開いたします。

次に安井光子議員、お願いいたします。

○11番（安井光子君） 11番 安井でございます。

通告に従いまして、大きな項目で二つほど質問をさせていただきます。

まず一つ目、安心できる介護保障を。第5期介護保険改定についてでございます。

ことしの6月、国会で介護保険法改定が成立したのを受け、2012年度からの介護保険の制度改定が始まります。野田政権は、社会保障と税の一体改革の一環として、来年の通常国会に介護保険のさらなる改定法案を提出しようとしています。このような状況の中で、弥富市では2012年から2014年度の3ヵ年にわたる第5期介護保険事業計画の策定作業が進められております。

まず一つ目、所得の低い高齢者の保険料負担の軽減についてお尋ねをいたします。

第4期弥富市の介護保険料は6段階で、保険料率は基準額の0.5倍から1.5倍と3倍の倍率

になっています。基準額は年間で4万1,500円、月額3,450円です。先日、ある高齢者をお訪ねいたしました。その方は、泣きながら訴えられました。私は年金がありません。息子に少し出してもらって生活していますが、息子は収入も減っているしローンもあるので、結婚もできません。介護保険料は、年で4万円以上取られます。これ以上、上げるのはやめてください。食べるのもつつましくしているのに、もうこれ以上の負担は限界です。このように泣きながら訴えられました。

まず一つ目でございます。

国は全国の市町村に、被保険者、高齢者の負担能力に応じたきめ細かい保険料の設定をお願いする、負担能力に応じた保険料は、地域の実情に応じて5段階以上の多段階設定でお願いすると、高額所得者に負担を求めています。所得の低い高齢者の負担を引き下げのために、保険料の多段階設定、第3段階・4段階を二つに分ける設定も国の方が指導しておりますが、弥富市でもぜひ実施していただきたいと考えます。市では何段階設定を試算しておみえになるでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 安井議員の御質問にお答えをいたします。

保険料の支払いの困難な低所得の方に対しましては、負担を軽減するとともに、所得のある方につきましては、応分の負担を求めることが大切かと思っております。そのため、議員が申されましたように、多段階での対応が必要ではないかとは考えております。しかし、所得の高い方につきましても、所得のほとんどは公的年金が中心でございますので、今後の高齢者の医療保険料についても同様に上昇が見込まれますので、介護保険料の負担が過重にならないように考慮したいと考えてもでございます。

それで、御質問にございました低所得者に配慮いたしました多段階設定につきましては、愛知県の方でも数多く採用されておりますので、弥富市におきましても、今後、介護保険事業計画の策定委員会の方で、多段階設定の採用につきまして、またその保険料の段階数についても諮ってまいりたいと考えてございます。

それと、御質問にございました第3段階と第4段階の保険料基準額に対する割合の弾力化についても、同様に策定委員会の方で検討を諮ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今、私は、議会議員として質問しているのでございます。今度の介護保険の策定につきましては、高齢者の方は、年金も安くなるし、引き下げられるし、どうなるんだろうと非常に関心をお持ちでございます。クローバーテレビをごらんの皆様も、よくごらんいただいていると思いますが、一応推計が県の方、国の方にも出されていると思い

ますが、何段階で設定されたのか、試算でございますのでお答えいただけないでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えをいたします。

議員の御質問でございますけれども、やはりこれにつきましては、策定委員会の方の決定をもちまして、お諮りした後に発表したいと思っておりますけれども、現段階でお示しできますのは、高額所得の方に対する段階の今の5階層、6階層を倍近くにはふやしたいという考えでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） これ以上要求してもお答えはないと思いますので、私も策定委員の方に入らせていただいておりますから、そちらの方でまた議論に参加させていただきたいと思います。しかし、議会で御報告いただけないのは本当に残念でございます。

では、次に移ります。保険料の負担割合と倍率比率の拡大、低所得者の倍率引き下げについてでございます。

弥富市の場合、第4期の保険料は先ほど申し述べましたように6段階で、負担割合は第1・第2段階が基準額の0.5倍になっており、6段階では基準額の1.5倍で、200万円以上の人はすべて同額の保険料になっています。

津島市の場合を比較いたしますと、保険料は12段階になっております。第1段階の人は基準額の0.4倍と、弥富市より低くなっております。低所得者には倍率が低く、高額所得者、12段階の方は基準額の2.3倍、1,000万円以上の方が対象になっております。大変高く設定をされております。

では、質問をいたします。

ことしの11月13日の中日新聞に、厚労省は低所得者が支払う保険料を引き下げる方向で検討に入った。特に生活に困っていると認めた場合は、0.25倍まで引き下げる案が浮上していると報道されております。低所得者の倍率の引き下げをぜひやっていただきたいと思います。この点についても試算をお答えいただけないでしょうか、お願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

低所得の方の倍率の引き下げの関係の御質問でございましたけれども、これにつきましては、介護保険制度につきましては、介護を必要とする状態となっても、できる限り自宅の方で自立をした日常生活が営めるようにと、国民共通の課題を社会全体で解決していく制度でありますので、介護保険法の中でも、国民は費用を公平に負担する義務を負っているとなつてございます。今後、介護認定者の増加に伴い、さらなる給付の充実は図ることとなりますけれども、それに伴いまして保険料の上昇も見込まれることとなります。今後とも給付の増

加に対応したさらなる御負担を、制度を支えてみえますそれぞれの方にお願いをせざるを得ない以上、より公平で公正な負担制度のもとでそれぞれの方に応分の負担をお願いいたしますので、現在のところ倍率の引き下げについては考えてございません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 先ほど申し上げましたように、国の方も被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料の負担段階の設定をお願いしたいということを指導しているわけでございます。公平な負担と申し述べられましたが、所得のほんのわずか、少ない人、80万円以下、生活保護基準ぐらいの方、そういう方に今までと変わらない0.5の負担というのは高過ぎるんじゃないでしょうか。そのところをもう一度御検討いただきたいと思います。

例えば刈谷市の場合を参考にいたしますと、刈谷市の場合は段階設定は9段階になっておりまして、第1段階、一番所得の低い人は基準額の0.1になっております。一番高い方が1.75倍、このようになっております。だから、所得に応じて負担を分かち合うというか、所得の低い方・高い方、できるだけ多段階にして、それで低い方の負担をできるだけ下げていくというのが国の指導の趣旨でもあると思いますので、愛知県のほかの市町の状況も一度調べていただきまして、お調べになっているかとも思いますが、ぜひ低所得者の負担率を下げていただきたいと思います。これは要望をしておきます。

それで、弥富市の場合は保険料の上限が基準額の1.5倍で、200万円以上になっております。500万円の方、800万円の方、1,000万を超える方も、200万円以上の方と上限は同じ保険料でございます。余りにも、これこそ不公平で、社会保険の原則にも反するのではないのでしょうか。国の指導のように、保険料の上限をできるだけ高くしていただきたいと思います。保険料の上限、基準額は何倍で、所得金額は幾らに設定されるお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

こちらの倍率比率の拡大の関係でございますけれども、議員の方から最初の御質問でございましたように、そちらの方でお答えいたしました保険料の多段階設定を採用する際に、この倍率につきましても策定委員会の方で諮らせていただきたいと思いますし、先ほど答えましたように、高所得者の方の倍率につきましてもは考えてございますので、それで御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） この件についても策定委員会ということでございますので、非常に残念でございます。

では、次に移ります。介護給付費準備基金、財政安定化基金の活用についてお尋ねをいた

します。

準備基金を取り崩して財政安定化基金を活用し、低所得者の保険料負担を軽くしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。現在、介護給付費準備基金は幾らありますでしょうか。準備基金の余剰金は次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇抑制に充てることが一つの考え方だと思います。積極的な取り崩しを御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

介護給付費準備基金につきましては、第4期の初年度、平成21年度末での残額につきましては、1億2,782万円の積み立てがございました。それ以降ですが、保険給付費の支払いが一月に1億6,000万円を超える月もございますので、平成22年度末の残高につきましては7,324万1,000円という状態でございました。それで、今年度につきましても、同様に保険給付費が増加しておりますので、今年度末の残額予定といたしましては650万という数字を予定しております。それで、第4期の介護保険料につきましては、この支払準備基金を取り崩しいたしまして、保険料の上昇の抑制はできましたけれども、先ほど申しましたように、残額が650万円というわずかな金額でございますので、基金を使った第5期の保険料の上昇の抑制にはちょっと効果が薄いかと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 650万につきましては、基金を取り崩すお考えはございますでしょうか。わずかでも引き下げる力になると思うんですが、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

その650万につきましても、取り崩しをいたします計画でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、次に行きます。財政安定化基金についてお尋ねをいたします。

介護保険では各県に財政安定化基金という埋蔵金がございます。このため込んだ埋蔵金のもと、皆さんが出された保険料が3分の1、残りの3分の2は皆さんが負担された税金でございます。愛知県には126億円あると言われております。国は、保険料分の3分の1は保険料の負担を減らすために使ってよいと言っています。市は、安定化基金を活用して、保険料の引き下げを抑制すべきだと考えます。試算では安定化基金は幾らあり、幾ら活用できるのでしょうか、お尋ねをいたします。県の方から多分連絡も来ているんじゃないかと思うので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。



○**介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君）** お答えいたします。

財政安定化基金につきましては、介護保険の財政の方で不足が生じたこととなった場合に市町村の方に交付をされるものでございますけれども、こちらの積立基金につきましても、会計検査院の方から、必要な見込み額を残しまして市町の方に返還できるような指摘を受けてございますので、これを受けまして愛知県の方でもことしじゅうに、その取り崩し額の金額、暫定額でございますが、発表される予定でございます。金額的に申しますと、第1期の12年度から3期の20年度までの弥富市の拠出金でございますけれども、2,623万5,856円積み立てをさせていただいておりました。それで、今回その拠出金の返還を受ける金額でございますが、こちらは予定額でございますが、1,298万円という額をお聞きしております。こちらの金額につきましても、介護保険料の軽減にはぜひ利用したいと思っておりますので、市の部分だけではなく、その効果は少ないと思いますが、先ほど議員が申されました3分の1は市町で、残りは国・県も拠出してございますので、そちらの分も保険料の軽減のために活用していただきたいと考えております。以上でございます。

○**議長（伊藤正信君）** 安井議員。

○**11番（安井光子君）** 以上、いろいろな角度から低所得者の保険料負担を抑制するために聞きいたしましたが、では弥富市の第5期の保険料は基準額で幾らに試算されているんでしょうか。この額については、試算額をぜひお知らせいただきたいと思います。

○**議長（伊藤正信君）** 松川介護高齢課長。

○**介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君）** お答えいたします。

第5期の介護保険料の試算額についてでございますけれども、第4期の介護保険料につきましては、愛知県が平均額3,766円でしたが、弥富市におきましては、先ほどの準備基金を1億100万取り崩しておりますし、それと国の方の介護従事者処遇改善臨時特例交付金というものもありました。1,877万4,000円でございますけれども、そういったものを利用いたしまして、3,450円ということで設定できました。第5期の介護保険料につきましては、今後の3年間の介護保険事業計画期間中の給付費等の見込み額の合計に対します第1号被保険者の方の負担割合によって決めさせていただきますけれども、高齢化の進展によりまして要介護認定者数も増加をしておりますし、それに伴って給付費も増加をしております。第5期の第1号被保険者の負担割合につきましては、第4期は20%でしたが、こちらが21%に変更になるということも聞いてございます。それから、介護保険の支払準備基金の積立額、また処遇改善の特例交付金制度もなくなってございますので、第5期の方に向けても介護報酬の増加もまた聞いてございますので、そういった介護保険料の多くの増加要因ではありますが、いろいろ試算いたしまして、現在のところ、月額ですが、1,000円以上の増額という試算が出ております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 第4期が3,450円で、ほかの市町に比べても低い方ではなかったかと思いますが、今回は、そうしますと約1,000円ぐらい上がって、4,450円か4,500円前後というふうに判断してよろしいでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

申しわけないですが、あくまでも試算の上の金額でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ちょっと追加で御答弁させていただきたいと思います。

今、国の方では、社会保障と税の一体改革ということが進められておるわけでございます。介護という社会保障の一つの事業がどのような形の中で制度そのものが精査されるかということが、我々の第5期の介護の事業計画にもかかわってくるかなあと思っております。そういったことも総合的に勘案しながら、第5期の事業計画については策定をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、次に移ります。

最近、武豊町を初め、知多5市5町の市長・町長さんが連名で、愛知県が持っています先ほどの財政安定化基金、保険料の3分の1はもちろん、残りの国・県のお金も、高齢者の保険料負担を抑えるために、市や町に交付することを求める要望書を、11月4日、大村知事に出されたと聞いております。高齢者のこのような願い、要求は当たり前ではないでしょうか。年金は減らされる、介護・医療・税の負担はふえて、年金の少ない高齢者は早く死んでしまえということかと怒りの声が渦巻いております。老人福祉法第2条は、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものと定めています。また、老人福祉法の第4条では、国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有すると定めています。この法律の定めからも、国や県、市町村が高齢者の生活を守るために税金を使うのは行政や政治の仕事だと私は考えます。ぜひ弥富市も、服部市長が近隣市町村に働きかけをしていただき、県に要望書を出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

近隣市町村とのいろんな議題の整合性を図りながら検討してまいりたいと思っております。

ので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次でございます。国の負担金を引き上げるについてお尋ねをいたします。

介護保険の財源は、皆さん御存じのように、国の負担金が20%プラス調整交付金、県と市の負担金はそれぞれ12.5%、あとの50%は第1号と2号の被保険者の保険料で賄われております。

まず一つ目、国の負担を介護保険前の50%に戻して増額することをぜひ国に求めていただきたいと思います。

二つ目は、現在国からの調整交付金は弥富市の場合幾らでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

一番初めの御質問でございますけれども、今後とも被保険者の方に介護保険料の大きな負担増を強いることがないように、二つ目でお答えいたしますけれども、調整交付金制度の見直しとか、それから介護職員の処遇改善交付金にかわる新しい補助金等の要望をいたしまして、さらなる支援を要望いたしたいと思っております。

それで、もう一つの御質問でございますが、調整交付金の関係でございます。

弥富市の場合ですが、平成22年度の調整交付金の交付割合は1.21%でございました。それで、金額に直しますと2,183万4,000円の金額を受け取っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 国の負担を以前の50%に戻していただく、これがまず第一の前提でございますが、当面、国の負担を25%の負担プラス調整交付金を負担していただくように、ぜひ国の方にも要請をしていただきたいと思います。この2点で市長会を通じてぜひ、先ほどのこともあわせて国の方に働きかけていただきたいと思います。市長の御見解を伺います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 介護保険に対する給付額が、さきの質問者にも御答弁をさせていただいたわけですが、弥富市としても平成23年度は20億を超える、そしてこれから第5期の介護事業計画においては、向こう3年間においても年率で5%というような状況で給付額も伸びてきます。また、その対象の要支援・要介護という人員も同じような倍率で伸びていくというようなことを懸念しております。そうした中で財源をどこに求めるかということにつきましては、県も地方自治体も大変疲弊をしております。そういう状況の中で国の役割、まさにこの介護保険制度そのものをもう一度しっかりと見直していただきたい。そして、第1号被保険者、第2号被保険者の財源の50%の低減も含めて、我々としては要望してまい

りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次に移ります。

介護保険料がだんだん高くなり、第5期の保険料の負担は全国平均では5,000円を超えると言われております。国民年金を月6万円もらっている人の1ヵ月分が、介護保険料で消えてしまうことになります。高齢者の負担は本当に限界を超えております。国民健康保険では一般会計から、弥富市の場合、保険料を下げるために、年間で約2億円弱の税金が繰り入れられております。高い国民健康保険の負担を減らすためでございます。国民健康保険と同じように、介護保険でも一般会計から介護保険に繰り入れを行うべきではないかと思います。そして、高齢者の負担を軽減すべきではないかと思いますが、これについての御見解をお聞きたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

一般会計からのさらなる繰り入れの御要望でございましたけれども、先ほど議員も申されましたように、介護保険法の方では公費負担につきましても負担割合が定められておりますので、弥富市の一般会計における負担分につきましても、介護保険法の方で介護給付費、予防給付費に要する費用の額の12.5%に相当する額を負担するとなっております。そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） そういうお答えでございましたが、国の方も基準を決めておいても、高齢者の御要望が強い、もうこれ以上やっていけないということで、人件費の負担を国の税金として入れたのでございます。介護保険の3原則とか言われておりますが、その枠はもう国の方から破って、税金で上乗せをしてきております。ぜひ私どもの弥富市でも、もう介護保険の制度そのものが行き詰まってきていると思いますが、当面、一般会計からの繰り入れもぜひ御検討をいただきたいと思っております。

では、次に移ります。介護保険料・利用料の減免制度の見直しについてでございます。

まず一つ目、介護保険施設、特養とか老人保健施設、療養型病床などが満員で入れない状態がございます。食費、部屋代の軽減措置である補足給付を受けることができないグループホームに入っておられる方、老人病院の利用者には、国の制度ができるまで、一般会計から食事代、部屋代の一部を補助する制度をぜひ市でつくっていただきたいと思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えをいたします。

先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、市町からの負担割合につきましては12.5%ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 私も繰り返しになりますが、国の方が、この枠は自治体で判断していいというふうに言っておりますので、特養とグループホームで負担割合が随分違ってまいります。三宮議員からのお話にもありましたように、特養に入ったら8万円ぐらいだった。その以前は12万円も負担しなくてはいけなかった。食事代とか部屋代の補足給付が、グループホームや老人病院にやむなく入っておられる方には国の方から軽減の措置がございませんので、ぜひ市の方でもこの点について御検討はいただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども安井議員に答弁させていただいておるわけでございますが、介護保険という制度そのものが、もう国保運営と同じような形で疲弊をしてくている。給付額が、先ほども言いましたように、大変な勢いで伸びてきている。高齢化社会の一つの大きなあらわれがそういったところにあるわけでございます。私どもは、まず先に国の介護保険制度のあり方ということについて、先ほども言いましたように、制度そのものをしっかりと国の方で見直していただきたい。例えば先ほど議員がおっしゃいました25%の国の負担というものを、もっとウエートを高くしていただきたい。そういうことであるならば、税との一体改革ということも認めていただけるような要素というものは出てくるんじゃないかというふうに思うわけですね。だから、私どもとしては12.5%、あるいは県も同じですけども、そういったことに対するそれぞれの行政としての役割はしっかりと守っていかなきゃならないと強く思うわけでございます。保険料と税という形の中で成り立っているわけでございますが、制度そのものをもう一度、もうこれは第5期になってまいりましたので、その辺の負担に対する比率を変更していただければ、我々としても助かるというふうに思っております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 市長がおっしゃることは私も同感でございます。本当にこのまいったら介護保険制度が成り立たないんじゃないかと、私も非常に危惧しております。だから、住民の皆さんも御一緒になって、国の方へ介護保険制度そのものの見直し、国がしっかりと負担をしていく、これを住民の皆さんとともに要請・要望していくということがやはり必要ではないかと考えます。

では、次に移ります。

平成23年度保険料・利用料の減免制度を受けられた方は、お聞きしたところによりますと一人もないという状況でございます。市は前回の質問に対して、内容の周知を市の窓口やケ

アマネジャーさん、介護職員さんを通じて行っていききたいというお答えでございましたが、市の窓口にはこのような減免制度の御案内も置かれております。でも、この内容をごらんになって御理解いただく方というのは、御説明がないと大変だと思います。置くだけではいけませんので、窓口での御相談、それからケアマネさん、介護職員さんを通じて内容の周知はどのように御努力いただきましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

減免制度の周知の関係でございますけれども、こちらにつきましては、議員が今申されましたような一覧表の作成なり、窓口に置かせていただく方法をとってございますし、ケアマネさん等の事業所の集まりでも説明はさせていただいておりますが、今年度につきましても、そういった制度の利用の方はございませんでしたので、個々いろいろ取り組みの方法もあるかと思いますが、まずは個人個人さん、それぞれ減免の中身が複雑でございますので、何度も言っておりますけれども、窓口の方に来ていただくなりして対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 三宮議員も同じようなことを言われましたが、市の方は、その方の財政状況、年金は幾らでとか、そういうことは全部把握しておみえになると思うんです。だから、窓口の職員さんが少ないから対応ができないという面もあると思いますが、本当に減免を受けられる方がお見えにならないのではなくて、実際には減免制度を御存じない方が多いと思うんです。私も、個々には、この方は対象じゃないかなと思う方にはお話をしていきたいと思いますが、市が本当に真剣に窓口での対応、ケアマネさんたちの対応をぜひ進めていきたいと思っています。これについて、もう一言お願いします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

この減免制度の中身を見ますと、議員が先ほど申されました年金の額については、うちの方は把握はしておるつもりでございますけれども、直近3ヵ月間の生活状況等も把握する必要がありますので、そういったことは私どもではわかりませんので、そういった事情を窓口等で御説明いただいて、相談に乗りたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、次に移ります。介護予防・日常生活支援総合事業についてお尋ねをいたします。

社会保険審議会は、軽度の予防給付について、介護保険の給付対象外、保険給付の要支援1・2と非該当を行き来する人には、市町村の判断で介護予防給付と生活支援サービスを総

合的に提供する仕組みを検討すると報告しております。この事業は、介護保険で実施は義務ではない、市町村が行うことができる任意事業であると思います。多くの介護関係者、市民から、総合事業は軽度者が介護給付を受けられないようにする第一歩だという批判もございます。第5期の介護保険では実施を見送っていただき、他の市町とも協議をしていただいたりして、内容をよく精査していただけないかと思いますが、この点について、弥富市の場合、第5期、来年度これを取り入れるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

この介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、議員が申されますように、市町村必須事業ではございませんので、そういった事業が創設されました背景等を踏まえまして、実施するかどうかを市町が決めることとなってございます。それで、この取り組みにつきましては、海部圏域の他の市町につきましては、第5期は取り組まないと聞いてございますので、弥富市といたしましても、ほかの市町と同様、総合事業は実施をせず、介護予防事業や生活支援の充実を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次に移ります。特養の待機者をなくすために、特養の増設または建設についてお尋ねをいたします。

現在、特養の待機者は71名と聞いております。これは、特養に入所を希望して、入れなくて待機している市民の人数と考えていいのでしょうか。

次に、以前にお話がありました輪中の郷の増築計画は、その後どのようなになっているのか。新規参入の事業者はあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えをいたします。

議員の方から71名の入所待機者数の関係の御報告がございましたが、これにつきましては、愛知県がこの4月1日現在で県内の特別養護老人ホームを調査いたしまして、住所地別の入所待機者数を調べたものでございますので、71名という数につきましては、弥富市の介護認定を1から5を受けてみえる方で、県内の特養に入所を申し込んでみえる方の数となりますので、よろしくお願いいたします。

それから、輪中の郷の方の計画でございますけれども、輪中の郷の方では現在の施設の建てかえが必要となった場合に、入居中の方に入っていただくための施設は、現在の駐車場用地に考えておる計画で聞いてございます。それで、資金計画等いろいろ問題はございますけれども、入居者の望ましい生活空間、ユニット等の検討中と聞いてございます。

それから、新しい参入者というお話でございましたけれども、入所待機者の解消にはそ

ういった参入は期待しておりましたけれども、このたび市内の方で新規に特別養護老人ホームの建設を計画しておる業者も出てまいりましたので、今後は、その整備につきまして、海部圏域の医療福祉推進会議の方に諮らせていただきまして、地域間調整を済まし、計画は進めたいと考えてございます。いずれにいたしましても、建設後は介護給付費が発生しまして、また保険料に反映することは御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） ちょっと詳しくお尋ねしたいんですが、時間の関係がありますので次に移ります。

次の4項目につきまして、ぜひ市長会を通じて国に要請していただきたい件がございます。

まず一つ目、介護職員の処遇改善交付金は、引き続き全額国庫負担にしてくださいということでございます。

私ども日本共産党に寄せられた最近のアンケートの声を御紹介したいと思います。

リストラされ、再就職が非常に困難で、仕方なく介護職につきました。処遇の悪さに驚きました。基本給は大学卒でも14万5,000円、月に五、六回夜勤をやり、交代勤務でくたくたになり、休みもなく、やっと手取り18万円。夜勤がなければ15万円を切ります。処遇改善金も会社がピンはねして、半分ももらえません。職員がまともな収入を得られるようにしてくださいと、こういう切実な声がアンケートの中で書かれておりました。交付金は介護職員の賃金を月額1万5,000円程度引き上げるとし、2009年10月から2012年3月までの期間限定で、税金3,923億円を支出された国の交付金でございます。この交付金が廃止され、介護報酬に組み込まれようとしております。ぜひ交付金は引き続き継続を求めていると思います。

二つ目でございます。掃除・調理・買い物などの生活援助は、現行の30分以上60分未満の基本を縮めないでください。調理や掃除など一つの行為は15分で済むなどといって、二つで40分でも可能とし、基本提供時間を45分に縮めようとしております。今でも時間ばかり気にしているのに、これ以上縮められたら、コミュニケーションを通じて利用者さんの生きる意欲を引き出すことができなくなります。かえって重度化が進むのではないのでしょうか。これはヘルパーさんの声でございます。ぜひ縮めないでくださいということ。

三つ目には、介護保険施設利用者の食事、部屋代の軽減措置である補足給付について、新たに資産要件を加えないようにしてください。グループホームの利用者も補足給付を適用できるようにしてください。

四つ目は、特別養護老人ホームの多床室に入所している高齢者の居住費を引き上げないようにしてください。厚労省は、特養の相部屋にも来年度から1人、推計でございますが、8,000円程度の居住費を想定しているということでございます。



以上の件につきまして、市長会を通じて国に要請をしていただきたいと思います。市長の御見解をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いろいろと御要望いただきましてあれなんですけれども、最初の介護職員の処遇改善交付金の問題につきましては、尾張9市の市長会の方に御提案をさせていただきたいというふうに思っております。それから、2項目、3項目、4項目につきましては、私といたしましてもよく検討させていただきたいと思っております。まさに介護保険制度そのものの組み込みの中に、こういった介護を受ける立場に立った大変重要な問題であろうというふうに私も認識しているところでございます。そうした中で職員に対する処遇改善というのはしかるべきだというふうに思っておりますので、尾張9市の市長会の方に上げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、二つ目の問題に移ります。子供たち、消費者、生産者を放射能から守るために。

福島第一原子力発電所事故に対する東電と政府の対応に、多くの国民が不安を抱いております。また、これも私どもに寄せられたアンケートでございますが、農作物や魚介類に放射性物質が含まれていないか心配。子供の給食は安全か、献立表で産地を公表してほしいなど、放射能汚染を心配する声が寄せられております。福島原発の収束はいまだにめどが立たず、また核燃料の取り出しなど、廃炉への工程は数十年の長期に及ぶと言われております。その間、県民・市民は放射能汚染の不安のもとで生活をしなければなりません。不安解消のために、市や県の取り組みの現状と今後についてお尋ねをいたします。

学校給食食材の安全検査体制についてお尋ねをいたします。

市では、子供を守るために、学校給食食材の放射能物質検査についてどのように進められているのか、お尋ねをします。

二つ目は、米や魚介類の検査はどのように行われているのか。保護者への周知はどのように行われているのか。また、小・中学校、保育所のグラウンド、側溝等の放射線量の測量は行われているのか。

この4点について、まとめてお答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 安井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の学校給食食材の安全検査体制についての質問でございますが、本市の学校給食食材につきましては、基本的には地産地消を進めるため、愛知県内、海部津島地域内の食材を優先して使用するよう心がけております。しかしながら、献立メニュー、食材、季節

によっては愛知県以外の食材を使用することも必要になってきます。福島第一原発の事故以降、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、宮城、山形、新潟、埼玉、東京都、長野、静岡、山梨の14都県で生産されました生産物、主に野菜類でございますが、こちらを使用する場合につきましては、事前にサンプル食材を愛知県学校給食会に持ち込み、放射線量を測定し、安全を確認し、使用しております。これまで事前に検査しました放射線量の検査結果につきましては、特に異常値は見られませんでした。今後につきましても、当面この体制で安全を確保したいと考えております。周知の方法につきましては、市のホームページを活用して周知したいと考えております。

続きまして、水、食料の検査体制についての御質問でございますが、飲料水につきましてお答えさせていただきます。

弥富市の水道事業につきましては、御承知のように、海部南部水道企業団が供給事業者でございますので、企業団の方に状況をお聞きしました。

海部南部水道企業団の水道施設の水源につきましては、愛知県営水道から100%浄水を受水しております。取水箇所につきましては、稲沢市祖父江町にございます愛知県尾張西部浄水場となっております。これは木曽川水系が水源となっております。愛知県尾張西部浄水場で取水しました河川水につきましては、愛知県流量計室を經由し、弥富配水場や佐屋配水場に送られ、各家庭に配水されております。愛知県は、県内4ヵ所の浄水場の放射能測定を実施しております。そのうち、木曽川水系の木曽川が水源になっております採水場所は、愛知県犬山浄水場で採取した水を検査しています。水源が、愛知県尾張西部浄水場が採取している浄水場と同じ水系でございます。検査の結果につきましては、沃素131、セシウム134、セシウム137は、いずれも検出されておられません。したがって、水道水につきましては安全であると考えております。

続きまして、食料品についてのお答えをさせていただきます。

米につきましては、ことし、JAあいち海部が、あきたこまち300株、玄米にしまして約3キログラムでございますが、こちらを愛知県経済連を通じ、財団法人日本食品分析センターでセシウム検査を行った結果、放射性セシウムについては検出されなかったと聞いております。また、愛知県産米の検査につきましては、県内の各JAグループですべて行っており、いずれも検出されなかったということでございます。他県産の米につきましては、国やそれぞれの県の指導により、生産者や出荷・販売届け出事業者に対し、検査が終了するまでは出荷や譲渡ができないこととなっておりますので、市場に流通している米は安全であると考えております。

生鮮食料品につきましては、弥富市内の4スーパーにお聞きしましたところ、現在、お店で販売しています食品につきましては、国や愛知県により出荷制限や摂取制限がされた場合

は、これに沿って本部で一括して適切に対応するというところでございます。

いずれにしても、米や野菜など生鮮食料品につきましては安全であると考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員、時間が参りました。簡潔にお願いいたします。

○11番（安井光子君） わかりました。

これは住民の方からお声も出ておりますが、国や県に補助制度をつくってもらって、放射線の測定器を購入し、市民に貸し出したり、線量を測定できる安心の体制をぜひ確保していただきたいということでございますが、これを最後にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤環境課長、簡潔にお願いします。

○環境課長（伊藤邦夫君） 安井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

弥富市では、簡易型の線量計（携帯型放射線検知器）3台を購入しまして、教育委員会等に貸し出しをしておりますが、市民への貸し出しにつきましては考えておりません。

なお、市のホームページでは、愛知県が名古屋市内において実施しております環境放射能などの測定状況をお知らせしており、その測定結果を検索していただくことができます。空間放射線量率及び大気中のちりや雨などの降下物や、上水道（蛇口水）の放射線核種（セシウム137・134、沃素131）の測定結果を検索いたしますと、現時点において健康への影響が発生する状況ではないという認識になっております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） ありがとうございます。放射能汚染はまだまだ収束していないものですから、魚介類を含めてこれから長期にわたる課題だと思います。県の方ともよく連絡をとりながら、弥富市の子供たち、生産者、消費者を含めて安全に暮らせる体制をぜひとっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。再開は14時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時02分 休憩

午後2時11分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に小坂井実議員、お願いします。

○4番（小坂井 実君） 4番 小坂井でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に項目といたしまして取り上げましたのが、みんなでつくるきらめく弥富、自然と都

市が調和する元気交流空間を目指してといたしました。これは、弥富市総合計画の第1章、弥富市の将来図という部分に掲げてある言葉でございます。キーワードといたしまして、キーワード1「調和」、水と緑の美しい水郷、田園環境と便利で活力あふれる都市的環境とが融合し、調和するまちづくりを進めますと。キーワード2として「安全」、災害や事故のない安全・安心なまちづくり、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくりを進めますと。キーワード3として「交流」、多くの人・物・情報が集い交流する、にぎわいあふれるまちづくり、多様な産業活動が展開するまちづくりを進めますと。キーワード4「協働」、市民と行政とが新たな関係を構築し、ともに協働のまちづくりを進めるとともに、これを原動力に自立したまちづくりを進めますと、このように定めてございます。この将来像は、弥富市が今後目指す姿を内外に示すものであり、これからのまちづくりの象徴となるものとあります。この四つのキーワードを総合的に勘案し、すべての分野にわたって、交通の要衝のまちとしての特性や、美しい水郷、田園環境を初めとする本市の特性・資源を最大限に生かしながら、調和のとれたまちづくり、安全なまちづくり、交流に満ちたまちづくり、協働のまちづくりを進め、子供も高齢者も、住む人も訪れる人も、自然も産業も文化も常に生き生きと元気に輝いているまちを創造していくという思いを込め、将来像を定めたものがこれでございます。その中の、交通の要衝のまちとしての特徴というところに関しまして、また安全なまちづくりというところに関しまして、5項目の質問をいたしたいと思っております。この案件は、今までに皆様の質問として多々取り上げられておりますが、いま一度お尋ねをしたいと思っております。

まず1番目に、主要地方道名古屋十四山線。旧弥富町内に入りますと、日光大橋西線と名が変わると思っております。これは、以前に私が質問をさせていただいたときに、平成23年度には完成するであろうという御答弁をいただいたように記憶いたしております。しかし、あと200メートル少しのところはまだ完成いたしておりません。ここのところの現状と展望について、御答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 小坂井議員にお答えいたします。

御質問の鍋平4丁目から六條町の210メートル区間でございますけれど、これにつきましては、愛知県が新市合併支援事業といたしまして、議員がおっしゃいました日光大橋西線から都市計画道路日光大橋線まで2車線で道路がつながるため、平成19年度から延伸整備を進めていただいておりますが、厳しい財政状況が続いていることから道路整備費が削減され、平成23年度目標の完成がおくれているところでございます。それには大変御迷惑をおかけしております。平成22年度には、一部の用地買収と家屋の移転が完了しておりますことから、本年度も引き続き事業予定していただいておりますが、補正予算の確保が非常に難しい状況であるとお聞きしております。この区間は継続事業区間であることから、来年度より国庫

補助事業に切りかえ、整備を進めていくと伺っております。この名古屋十四山線は、市の東西を結ぶ幹線道路として位置づけられておりまして、整備により広域交流機能が一層強化されるとともに、地域住民の日常生活の快適性や安全性の向上が期待されますので、愛知県と協力して早期完成を進めてまいりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 現実のところを私も見ておりますが、弥富市内の方から名古屋方面へ向かう車が朝方は非常に多くなりました。少しのところを迂回して、またもとの道路へ、つながっていないところだけを避けて出ると非常に混雑するとか、あるいは交通事故も心配をされておりますので、できるだけ早く、県の事業とはわかっておりますが、聞くところによりますと、地権者の方も生活状況によっては環境まで変わる移転を考えられるということも聞いておりますので、ぜひ市の方も助言をしていただいて、またそこらのところを交渉にも参加して、少しでも早く完成をしていただきますように要望いたしておきます。

2番目に、155線南進について伺いをいたします。

鍋田ふ頭第3バースの完成も近づき、弥富市にとって重要拠点の充実が図れ、ますます物流の量、つまりコンテナの数が増すこととなります。県道子宝新田佐屋線と政成弥富線を通り、ピアゴの信号の1号線のところに出る、この2路線のコンテナ積載車の数は現在でも多く、ふえることはあっても減ることはないであろうと思われます。それと、1番目の質問にございました名古屋十四山線が開通したときには、1号線まで北上することなく、大山地内で左折する大型車を規制することができるのか。逆の流れも多くなることにより、心配されます。東名阪、あるいは1号線、23号線、伊勢湾岸道など、多くの横切る高速道路や国道に最短でつながる、言うなれば弥富の背骨となる道路と思われますが、現状をお聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） お答えいたします。

名古屋十四山線の大型車規制につきましては、公安委員会が道路の構造とか交通量、アクセス道路などの状況を把握いたしまして、それに基づいた規制判断を行いますので、現時点におきましてお答えすることができませんので、御理解をお願いいたします。

それと、都市計画道路名古屋第3環状線の進捗状況といたしましては、この全延長につきましては10.3キロ、そのうち北部地区の国道1号以南の約400メートル区間につきましては、平成14年度に日光川下流流域下水道事業が採択されまして、それとあわせて道路整備が行われて、平成21年12月1日に供用開始されたところでございます。それで、引き続きその南進の県道政成新田蟹江線までの400メートル区間を推進するために、平成20年度に前ヶ須地区へ区画整理の話をさせていただきましたけれども、同意を得ることができませんでした。この

区間は、市街地整備の面からも重要な位置を占めることや、市が相手からの申し出により、街路予定地を一部用地を先行取得していることなどから、早期事業化をお願いしておりましたが、2008年のリーマンショック後、世界的な景気後退により財政が未曾有の危機的な状況であるために、愛知県では継続事業区間の整備を最優先的に進めていく方針が出されました。このことから、平成13年度より事業着手しております伊勢湾岸自動車道以北の早期整備を進め、その事業中区間の進捗を見ながら、整備効果の高い箇所から順次事業化していく予定であると聞きしております。

南部地区では、現在整備中の鍋田ふ頭コンテナターミナル第3バース並びに名古屋港進入道路が、平成25年度の暫定2車線でございますが、供用開始予定で道路整備が進められているところでございます。そのアクセス道路といたしまして、伊勢湾岸自動車道から国道23号までの早期整備が進められており、ことしの5月31日に鍋田地区の1キロが供用されたところでございます。その延伸であります境地区におきましては、現在、用地測量及び物件調査が行われておりまして、また稲荷崎、中原、富島地区につきましても、現在、公安委員会と道路設計の協議中であるとお聞きしております。その協議が調い次第、この3地区につきまして、用地買収に向けて説明会に入る予定でございます。

また、国・県の財政事情が非常に厳しい状況であります。この都市計画道路名古屋第3環状線につきましては、一宮方面と海部津島地域を結ぶ広域幹線道路であり、当市のみならず、地域経済の発展に必要不可欠な重要な路線でありますので、全区間の早期完成を要望してまいりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 非常に重要な道路であるということは皆さんが御承知であります。一日も早い完成を願って、次の質問に移ります。

3番として、主要地方道弥富名古屋線について伺いをいたします。

この道路は、海部南部消防北分署の西側の道路でございます。この地域におきまして、佐古木、または楽平、又八地区に救急及び消火の出動要請があっても、JRもしくは近鉄の踏切を1度渡って、もう一度渡らなくてはならない。海部南部消防北分署から近距離で目の前に見えていても、なかなか現地に到着できないという状況がございます。緊急を要するとき、一分一秒を争い、待つ身となったとき、いかに長く感じられることか。せめて県道子宝愛西線までの開通を急いでいただきたい。現状と展望をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） お答えいたします。

御質問の弥富名古屋線の海部土地改良会館から県道子宝愛西線までの400メートル区間につきましては、今まで何度か御質問いただいております。現在までには用地取得が約95%

取得されておりまして、本年度につきまして、用地買収の完了を目指して、地権者に用地交渉を進めていただいているところでございます。

また、昨年度でございますけれど、市江川に新設する橋梁がございまして、その橋梁に対しての協議が終わったところでございます。現在のところ、予算確保が、補正でございますけれど、できれば橋梁予備設計、並びに道路詳細設計に着手してまいりたいと県からお聞きしております。議員が述べられましたとおり、現在、地域住民の日常生活に支障を来していることや、近鉄名古屋線の弥富駅を起点に、弥富、愛西、蟹江の2市1町を経由し名古屋に至る主要幹線道路でありますので、引き続き本路線の道路建設期成同盟会より関係機関へ事業促進を今後も要望してまいりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 先ほども申しましたように、重要道路というのは皆さん認識はもちろん持っておるわけですが、緊急の場合に、そこへ一分一秒を争って早く到着していただく、それがまた安全にもつながると。人の生命・財産にかかわることでございますので、どうか地権者の皆様にも御理解をいただきますように、市の方からもどうか御要望いただきますように、よろしくお願いします。

それでは、4番目の質問に移ります。

安全なまちづくりといたしまして、鰐浦町中六、J R及び名鉄線の踏切についてお伺いをいたします。

去る11月10日に、朝7時30分から8時30分の1時間の通行量を調べてみました。晴れの日でした。東行きというか南行きになりますか、1号線の方へ向かう車が1時間に166台、人の歩いてみえる方が100人、自転車125台、バイク10台でございました。そして、同じく反対、北行きというか西行きというか、1号線から入っていく方でございますが、車が9台、人が15人、自転車22台、バイク1台でございました。

時間的な通行量を見てみたいということで、11月14日月曜日、この日も天気は曇りでございましたが、雨は降っておりませんでした。7時から7時30分、南向きというか、1号線へ向かう方でございます。車が89台、人が60人、自転車54台、バイク8台。それから、7時30分から8時、車が109台、人が65人、自転車62台、バイク3台でございました。それから、8時から8時30分でございます。車が54台、人が31人、自転車48台、バイク6台でございました。この日の、朝、午前7時から8時30分の1時間半の合計でございますが、車が252台、人が156人、自転車164台、バイク17台の合計でございました。西行きはあまりございませんで、1時間半の間に車が15台、人が33人、自転車37台、バイク2台でございました。

踏切を渡る人や自転車は、J Rまたは近鉄駅へ人を家族が送っていかれる方、もしくは通

り抜けの車かは定かではございませんでした。その割合は把握することができませんでしたか、毎朝の通行量にあまり変動はないと思われます。交通誘導員も大変のようでした。朝の通勤・通学の時間に追われる皆様の大変な混雑ぶりでした。聞くとお聞きいたしました。幸いにも大きな事故はなく、今の状況があるということをお聞きいたしました。

以前、十何年か前になると思いますが、県道子宝津島線の、そんなところはJRではなく、国鉄関西線でございましたが、大きな事故がございました。くず鉄をたくさん積んだ車が立ち往生いたしまして、旅客列車がぶつかりまして、車は縁の川に落ちまして、電車は何とか脱線もなく通り過ぎたようでした。ブレーキが故障したようで、惰性で善太川の橋まで行き、また惰性で近くまで戻ってきたという状況がございました。あの踏切は非常に狭くて、大型が入り込んだ場合には人も渡れないぐらいの狭い踏切でございました。それが、今は車も歩く人も分離されて立派な踏切になっておりますが、そういう大きな事故があったことによって改善がされ、また改良された、そんな状況になっております。

今のこの踏切が、大きな事故がないからといって、またいつ起きるかもわからない、そんな状況の中で、起きる前に手当てをしていただくのが最良ではないかと。どうかあの踏切の見通しをよくするためだけでも、今ある、だれも住まない空き家の方を解体するなり、また市の方で買い上げて、先行投資として踏切の拡幅に準備をしていただきたいと思います。御答弁をよろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

現状のJR、名鉄の踏切につきましては、議員も御承知のように、踏切へ続く道路及び踏切が狭いために、通行に危険な状況となっております。市としましては、この踏切の安全の確保を図るため、先ほど議員も調査の中で、誘導員にもお話を聞いたということをおっしゃられていましたけれども、緊急避難対策としまして、国の緊急雇用創出事業を活用した誘導員配置事業を平成21年度から今年度の3年間、要は通勤・通学時間帯を中心としまして、あの踏切等の安全確保を図っているところでございます。この踏切につきましては、鉄道事業者との協議では、拡幅整備をするのであれば、ほかの踏切の閉鎖が必要になるということで、議会の方で答弁をさせていただいております。ことしの9月にも、また両鉄道事業者と改めてあの踏切の拡幅整備につきまして協議の方を行いましたけれども、やはり前回と同じような回答となっております。議員の御提案は、先行投資として踏切内の民有地の買い上げなど、できることからやるべきではないかとのことですけれども、踏切及び道路での危険要因の解消を図る整備計画を策定しまして、鉄道事業者の同意を得た上で事業を進めることになるかと思っておりますので、今の鉄道事業者の同意がない不確定な状況での執行は難しいのでは



ないかと考えております。今後も、鉄道事業者と踏切の安全確保に関する協議を継続的に実施し、速やかに事業計画を確立できるように進めていきたいと考えていますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○４番（小坂井 実君） 鉄道の方がどのように言っておるかということは、私も前に聞いて承知いたしております。しかし、今申しましたように、事故が起きなければならないというようなこともおかしなことでございます。市長、御答弁よろしくをお願いします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員に御答弁申し上げます。

今、議員の御質問の解釈という形で御答弁をしていかなきゃならないわけでございますけれども、いわゆる踏切の幅員の拡大、あるいは踏切をより安全にということに対しての２軒の家屋に対する整理の仕方というのは、なかなか整合性がないわけでございます。先ほども所管の方が述べておりますように、踏切ということにおいては、どこかを閉めなさいというのが、ＪＲあるいは鉄道業者の言い分でございます。そういう状況に対しては、いつでも踏切の幅員を拡大する、踏切そのものを安全にということを私たちは申し上げるわけでございますけれども、そうしたら一方のどこかで閉めなさいというのが鉄道関係者の答えでございます。あの二つの家屋に対して違った観点からお願いをしていかなきゃならないというのは、いわゆる危険家屋という解釈の仕方で市がどのような行政的な役割ができるかという、単体ということに対して解決していく方法がより望ましいのではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今まで踏切の幅員の拡大ということにつきましては、何度もこういった本会議の中でも、委員会の中でも協議をさせていただいておるわけでございますけれども、鉄道関係者の言い分は、どこかを閉めなさいというのが答えでございます。その場所を幅員の拡大をすることはノーであるということでございます。それと家屋との連動性はないということでございます。しかしながら、安全性ということについては、私たちも十分認めていかなきゃならないわけございまして、家屋そのものが危険家屋であるということに対して、これから精査をしていったらどうかなあというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○４番（小坂井 実君） 安全に関しては、危険家屋ということでももちろんよろしいわけですが、私の言いたいのは、あそこを更地にした場合には、どちらからも車を突っ込んで鉢合わせしたときの、踏切が閉まりかけたときの逃げ場としてでも対策を打つことができるのではないかということから私は質問をいたしましたので、その点、よろしくお願いま

す。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 踏切の安全性においては、あの家屋のスペースというのはまさに有効なスペースであろうというふうに思っております。そうした中で、現状の踏切に対する安全性という観点と危険家屋という形の中で、これからまた議員の皆様にも御意見をいただきながら、行政として家屋の持ち主の方をお願いをしていったり、いろいろと協議を重ねていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○４番（小坂井 実君） 最後に少し関連というか、一応下の方に書いておきましたが、本来ならば近鉄あるいはＪＲ、名鉄の総合駅というのを前から私は申し上げていたわけですが、近鉄の方は橋上駅ということで整備をある程度されました。あとはＪＲと名鉄線の駅の整備でございますが、整備構想というか計画というか、ありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

ＪＲ、名鉄の整備構想につきましては、北口広場、橋上駅舎、自由通路の整備等となっております。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○４番（小坂井 実君） 何分にも鉄道の駅といいますのは、そのまちの顔、あるいは玄関と言われておりますので、弥富市にふさわしい駅として整備をしていただきますように、よろしくお願いをいたします。

同じように５番目といたしまして、佐古木駅の周辺整備について質問をいたします。

佐古木駅の北側のロータリーは、乗用車ならば十分活用することができるのですが、大きい観光バスが腕のいい運転手でないと利用できないぐらい、まだまだ少し狭いということを聞いておりますので、どうかそらのところもひとつ整備をしていただきまして、私が言いたいのは、駅の南側に当たります、あそこにもやはり整備を進めていただきたいと思っております。と申しますのも、佐古木の駅の発展なくして十四山地区の発展はないと私は考えております。南の方にどんどん発展をしていただきたい。あの辺には市街化もございます。その隣接した部分に十四山地区が控えておるわけですが、市街化にはなっておりませんが、あの辺の整備を、駅を立派にし、また立派なまちができることによって、あの地区の発展を図っていただきたいと思います。南の方にはアパートが建ちかけてまいりました。できるだけ早く計画を立てていただき、駅前広場あるいは駅前整備ということで着手していただきたい。よろしくお願いいたします。御答弁をお願いします。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは答弁させていただきます。

近鉄佐古木駅周辺整備につきましては、弥富市の総合計画で鉄道駅及び周辺環境の充実と記載されております。また、都市計画マスタープランでは、佐古木駅は名古屋などへの通勤駅であることから、パークアンドライド機能を充実させ、駅周辺市街地を地域核として位置づけ、交通拠点としての利便性の向上に努めることとされております。

今までの佐古木駅の整備計画としましては、弥富市地域公共交通総合連携計画と整合を持った整備計画とすることとしていましたが、公共交通連携計画の中で、駅を乗り継ぎ拠点とする考え方を変更し、乗り継ぎ拠点に対する再度の考え方の変更を行うまでは整備を実施しないと、凍結するということがありますので、今後につきましては、佐古木駅南の整備においては、駅南の利用状況等を再度検証し、駅前広場の規模等の決定に向けた作業を進めていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 利用状況と申されますが、その奥に市街化でもあるならば、もちろん利用状況は好転して、ますますふえると思いますが、どちらが先かもわかりませんが、少しの区間しか市街化はございませんので、人の数、あるいは乗りおりする方などがふえるという状況ではございません。ましてや工場団地を控えたわけではございません。しかし、今のうちにやっていただかないと、アパートが建った、建て売りが建った、駅前が埋まってしまふ。本当に広い意味で10年、20年、ましてや駅としてあるのですから、新しく駅をつくるわけではありません。どうか今のうちに先行投資、計画を立てていただきたい。市長、よろしく。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員に申し上げます。

この計画につきましては、かねてからの懸案事項でございまして、我々もいろんな観点から考えておったわけでございますけれども、先ほど答弁の中でもございましたように、絵をかいてしっかりやりますという形で、用地買収等も含めてグランドデザインを引いていきたいなあというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） みんなでつくるきらめく弥富、用地買収も絡んだり、また民家移転なども出てくるかもわかりませんが、どうか豊かで暮らしやすいきらめく弥富となるために、住民の皆様の御協力もまた必要になってくると思います。また、それ以上に、行政に携わる皆様には今以上の努力をしていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） 次に山本芳照議員、お願いします。

○9番（山本芳照君） 9番 山本芳照です。

私は、大きく分けまして2点について質問をさせていただきます。

初めに、地域医療につきましてお伺いをいたします。

弥富市には、地域医療のかなめとして、厚生連が経営する海南病院があります。この海南病院は、弥富市のみならず、海部地域全体のかなめの病院として、なくてはならない存在の病院となっています。この海南病院に対して弥富市は、市民が安心して治療が受けられるようにと補助金を出しています。補助金を出しているということは、海南病院に対してきちんと指導する、そして意見を言う、こういった義務があると私は思っていますが、市の方はどのように考えておられるのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員に御答弁申し上げます。

市の方は、海南病院に対して行政的な支援をしているから、海南病院に対して指導する義務があるという御質問でございます。

今現在、私どもは、弥富、愛西、そして蟹江町、飛島村、お隣の木曾岬町の2市2町1村で海南病院に対して行政支援をさせていただいております。ことしから開始されました海南病院の整備計画につきましては、向こう5年半ぐらいかかるわけですが、そういった中での行政支援、弥富市の負担も非常に大きいわけですが、1年間で五千数百万円の負担金を出させていただいております。

そうした形と同時に、病院の運営協力委員会の私どもはメンバーでもあり、私、座長を務めさせていただいております。そうした中で病院経営におけるさまざまな状況につきましてもお聞きすることができますし、我々から海南病院に対していろんな御要望をさせていただくというような場もございますので、そういった中で海南病院の運営につきまして、行政としての意見を申し述べていきたいと思っているところでございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、服部市長の方から、病院に対する、それぞれ市として言わなきゃいけない意見も言わせていただきますよというお話がありました。

今から私が申し上げることは、私自身、この方67年間生活してきまして、初めて入院という体験をさせていただきました。このとき海南病院に入院をして、入院患者というのはこういう目にも遭うんだなあということを自分自身体験しましたので、少しそのお話をさせていただきます。

私は、ことしの9月22日に少し風邪をこじらせまして、それが原因で急性肺炎ということで、海南病院に入院をいたしました。この治療のため、輸血、点滴、酸素吸入などの治療が

施されまして、特に点滴治療というのは、血管に注射針を刺し、液体の治療薬を血液の中に導入するという治療方法であります。血管に注射針を刺すため、この点滴注射の針の取りかえが2日ないしは3日前後に交換をしなきゃならない。これを血管に注射させてありますので、逆に血液が逆流したりなんかして注射針が血液で詰まってしまう。こういうことを防止するために交換するというふうに説明を受けました。

この注射針の交換時、たまたま私が入院しているときに、看護師さんは毎日交代でかわります。この注射針交換時に、最初の看護師さんは4回私の腕に注射針を刺しましたけど、すべて失敗してしまいました。患者の私にしてみれば、大変痛い思いをさせていただいたわけであります。看護師さんは、2人目にかわりまして、2人目の看護師さんにかわりまして。2人目の看護師さんが来ました。2人目の看護師さん、私の腕に血管注射を打ちましたけど、この方も2回針を打ちましたけど、また失敗。3人目に交代しました。3人目の看護師さん、1本刺しました。これもまた失敗。4人目の看護師さんにかわりまして。4人目の看護師さん、1本目を刺しましたけど、これもやっぱり入らなかった。5人目の看護師が来ました。この方は男性であります。少し違う場所の血管に注射針を刺したところ、きちっと入ったということで、この間、5人の看護師さんがかわって私の腕に注射針を刺したわけでありますけど、この間の注射針が1本幾らするか、私は値段はわかりませんが、8本使用不能になったわけであります。

このような看護師さんの技術・技能といいますか、きちんと教育がなされているのか。患者にしてみれば、診ていただいているという弱みがありますから、耐えなきゃなりません。文句でも言えば、後でしっぺ返しを食らってもつまらないことになりますので、耐えなきゃならない。こんなような状況を私自身体験させていただきましたので、一度行政として、今、市長からもお話がありましたように、言うべきことはきちんと市民の目線で海南病院に物を言わなきゃいけないというお言葉をいただいておりますので、こういった看護師さんの技術・技能に対する習得方法をどのような方法で行われているのか、わかっておる範囲で結構ですから、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 御質問にお答えさせていただきます。

質問の内容につきましては海南病院に関する内容でありますので、海南病院に質問をさせていただきまして、院長確認の上の回答をいただいておりますので、その回答により御答弁申し上げます。

医療技術職はプロ集団であり、医師、看護師を初めとする医療技術職は、御承知のとおりライセンスを必要とする専門職ですが、基礎的技術はもちろんのこと、日進月歩で進化していく医療技術に対すべく、看護師であれば各自の技術向上について、海南病院の看護部門、

医療安全管理部門による教育システム、また愛知県厚生連全体による組織立った看護師研修システムを構築し、新人看護師から、より専門的で多岐にわたる監督者研修まで、時には業務時間外も含めて日夜レベルアップに努め、安全で安心な医療提供体制の構築を目指しています。

看護部の教育体制は、愛知県厚生連病院統一での習熟度を段階的にステップアップしていくための研修プログラムに基づいて、看護師個々がキャリアアップを図れるように取り組んでいます。

新人看護師教育については、平成22年4月より、厚生労働省の方針として、努力義務化された新人看護職員研修制度に沿って研修計画を立て、実施しています。具体的には、集合教育において、注射を初めとする基本的な技術や、日常取り扱うことの多い機器の管理・取り扱いなどを学ばせていますし、各部署においては、教育担当者、実施指導者を置き、看護技術チェックリストなどを用いて個々の看護師の指導を行い、知識・技術の習得に努めています。また、各部署において毎月勉強会を開催し、専門分野の知識習得に努めています。注射技術においては、職員健診などの機会も、職員の協力のもと、経験の少ない看護師に採血を担当させて、経験を積ませるように工夫しています。しかしながら、糖尿病等の疾患や、高齢者、乳幼児等年齢に起因する注射時のふぐあいは避けて通れない医療の不確実性という部分もどうか御理解いただきたいと思います。御指摘の言葉を真摯に受けとめ、海南病院は職員一丸となって地域医療を守り、患者さんや御家族に信頼され、安全・安心の医療を提供できますよう、そしてよりよい病院となるべく精進してまいりますので、何とぞ御理解・御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 病院経営者として、それは当然当たり前のことだろうと私は思いますけど、具体的にそういった看護師さんに対して、一定程度のライセンスを皆さん持っているはずなんですね、看護師になるということは。しかし、なおかつそういう事実が起きることは事実でありますので、具体的に海南病院の中でそういった教育をやる時間があるかと私は思っていますけど、そういった教育について具体的にどんな方法でやられているのか、わかっている範囲で答えをお願いしたい。もしわからなかったら、また海南病院に対して伺っていただきたいというふうに思っていますけど、お答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 申しわけございませんが、これ以上具体的に技術的にどんな研修というのは掌握しておりませんので、後日、海南病院に尋ねさせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○**9番（山本芳照君）** ぜひきちっと病院側に、そういった教育も実態としてやっていますよということが御報告いただけるように、お答えをいただいてもらいたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

先ほど私が発言の中で申し上げましたように、退院するときにそれぞれ請求書、領収書等々が発行されました。先ほど私が申し上げましたように、注射針の失敗した代金はどこに入っておるのかなあとって請求書を見ましたけど、素人が見てあの請求書ではわかりません。注射代金、失敗代は幾らなんて書いていませんからね。点数で入っているだけで、総合計、請求十何万よと、こういうふうになっていますので、もう少し入院している患者さんが理解できるような内容の請求書や領収書にならないものかなあというふうに思います。先ほど申し上げた注射針でも、失敗した部分は病院のサービスになっているのか。そうはいかないだろうと。患者の多分負担になっているだろうというふうに思いますし、また病院の中でも、入院していますと、毎朝、体をふきましようかといって、担当の方が蒸しタオルを3本持って部屋に来ます。背中部分は自分でふけないのでその方にお願ひしますけど、あと腕とか足は自分でふきますけど、たかがそういうものでも、サービス業じゃないから無料ではないだろうと。多分こういったものも入院治療費の中に入っているだろうなというふうに思っていますけど、例えばそういうものでも、きょうは蒸しタオルは要りませんと、体をふいてもらわなくて結構ですと断った場合、医療費は安くなるのかどうか、こんなことを少しお伺ひしたいと思いますので、わかっている範囲で結構ですからお答えください。

○**議長（伊藤正信君）** 服部市長。

○**市長（服部彰文君）** これも、私どもは海南病院さんと基本的にはしっかりとお話し合いをさせていただいて、御答弁していかなきゃならない項目かなあというふうにも思っておるわけでございます。1月の段階では、先ほど言いましたように運営協議会がございますので、そういったようなことについてもお話をさせていただきたいと思っております。しかしながら、患者さんという立場で不安だとか、いろんなことに対して不明な点があれば、その場で海南病院さんに聞いていただければ答えが出てくるんじゃないかなあというふうにも思っておりますので、そんな形で御理解をいただければと思っております。

○**議長（伊藤正信君）** 山本議員。

○**9番（山本芳照君）** 確かに市長のおっしゃるとおり、入院しておるときには患者さんがやっぱり病院に聞くべきだと。もっともな御意見だと私は思いますが、やはり患者は受け身なんですね、残念ながら。そうすると、こういうことを言っていていいだろうかと、ここで聞いていいだろうかと、病院は嫌なことだと思えせんだろうかと、思ったらしっぺ返しをおれたちに食わせんかしらんと、そういう不安に駆り立てられるんですね。そうすると、なかなか聞き出せないという側面もありますので、たまたま私も議員ということをやらせていた

だいていますので、こういった場を通じて、多分市民の皆さんも、私みたいな感じを入院されたときに経験しているんじゃないかなあと私は思いましたので、思い切ってきょう発言させていただいたわけであります。この発言内容を病院の方が見ていて、何じゃと、あれは。おれのところに世話になっておりながら、言いたい放題言ってしまう医者もおるかもしれません。今度行ったときに嫌な目で見られるかもわかりませんが、こういうことを言うのも大変勇気が要るんですよ、本音で言いますと。一般の患者さんが、今市長が言われたように、その場面に立ち会ったときに医師や看護師に言ったら、結果的にけんかになっちゃったと。けんかになっちゃったら、我々は本来はお客さんなんですね。だけど、やっぱり弱い立場におるということが現実でありますので、その辺のところは少し理解をしていただきたいなというふうに思って発言をさせていただきました。これが、自分が入院した中で実際に体験した内容でありますので、お話をさせていただきました。

次に、海南病院の外来患者の診察予約時間ということについて御質問させていただきます。

私も、一月に1回、海南病院の外来の通院患者として通院をしています。そのときに次の予約を、主治医のお医者さんから何月何日何時に来られますかというふうに言われまして、じゃあこの日を予約しましたよと、具体的に次の月日と時間の予約をして帰ってきます。

これを聞くとところによりますと、海南病院の外来通院患者の皆さんのほとんどが、まず通院の日には血液検査を受けてから主治医の診察を受けるということにシステム的にはなっていると思っています。私も、大体予約した日の時間のおおむね30分前には内科の病室の前で待っているようにしています。しかし、予定された時間どおり診察を受けることはまずないですね。幾ら早くても、例えば9時に予約してあっても30分おくれが当たり前。ややもすると、それぞれ内科の前に、今、何時から何時までの患者さんの診察時間です。9時半か10時になっても、7時半から8時までの患者を診ていますと札がかかったままのところもあります。小まめに時間帯の札をかえる看護師さんもいます。私も何回か通院していますが、ほとんど早くて30分おくれの診察が当たり前。ほかの患者さんに聞いてみますと、1時間待つことはざらだよと、こんな話もあります。そんなとき看護師さんは、おくれた理由の説明が通院外来患者に対してあればいいんですけど、一言もそんなことは言いません。こっちから、なぜおくられているんですかと求めれば、渋々、嫌々答えるというのが今日の海南病院の外来患者に対する対応だと私は思っています。

ことしの10月17日、私は12時の予約で海南病院に伺いました。12時の予約でありますので、11時30分から病室の前に待っていました。診察に呼ばれた時間は2時30分。この間おおむね3時間、診察室の前のいすで待っていました。実際診察を受けた時間は10分から15分ぐらいで終わり。この間、看護師さんから、なぜおくられているのか、おくられている理由の説明は一切なし。私も約3時間待たされまして、看護師さんに聞きました。名前を呼ばれましたので、



きょう何でこんな予定どおりの時間に診てもらえないんですかと。いや、実は主治医の先生に急患が入りました。そのために予約の皆さんの時間がおくれましたと。そんなこと、わかっていたら最初から言ってくれというの。こっちが求めて初めて物を言うこの態度。我々はお客さんなんですね。お客さんを大事にしようという気は全然ない。診てやる、こういう態度。これが病院経営なんですね、今の。

こういったことを市はきちっと言った方が私はいいだろうと。この弥富の市役所にも市民の皆さんの意見箱というのが設置されています。月に何件ぐらい意見箱に意見が投入されているか、私にはわかりません。海南病院には「声の箱」というのが西口玄関と売店付近に2ヵ所、それ以外に設置されているかどうかわかりません。そこの箱のところに「皆さんの御意見をお聞かせください」というのがぶら下げてあります。名前、住所、電話番号を書くようになっています。私はまだ一度もこれを利用したことはありませんけど、海南病院でもこういうものが設置されていれば、月に何件ぐらいあるんだと。どんなような内容の御意見があるのか、こんなことも含めて一度海南病院に伺っていただきたいという私の気持ちでありますので、市で今申し上げた内容について、わかっている範囲、海南病院から聞いている範囲のお話があれば、なぜ外来患者は絶えず30分以上待たされて当たり前の現状になっているのか、お答えをお願いいたしたいと思う。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 今度の御質問も海南病院に関するもので、事前に海南病院にお尋ねし、院長確認の上の回答をいただいております。それを答弁とさせていただきます。

外来患者の診察予約時間については、病院内でも課題ととらえています。患者の過度の集中により、医師の診察能力を超える予約患者数、患者の状態により診察時間に多少ができ、重症患者が見えれば診療時間がおくれる等の原因が考えられ、いずれも現在までに具体的な解決策が見出されていないのが現状です。また、原因の一つとして、紙の診療録で運用しており、カルテ搬送に時間がかかるなどハード面に未整備なことも上げられ、このことについては、平成25年1月に電子カルテシステムの導入を予定しており、導入後にはカルテ搬送時間が短縮され、同時に患者の診察予約についても再編成を行い、診察おくれがないように考えていく計画です。

こうしたハードの整備により、診察予約時間の長短は緩和されと考えられますが、一方では、当地域の特性としての患者集中と、そのことに起因する重症患者に対する診察時間の問題は、根本的に解決されるわけではありません。海部地域の中心的病院として急性期医療も担う当院として、地域の医療機関全体で当地域の医療を守っていくことが最良の方策だと考えています。地域住民の皆さんには、かかりつけ医である近隣のクリニックなども上手に

御利用いただき、必要に応じて紹介状を携えて、当院の地域医療連携センターを通じて当院受診を行っていただくことにより、スムーズな外来診察が可能かと思われます。地域医療連携体制により、海部地域の医療を守っていくことに対し、どうか御理解をお願いできればと考えます。

今回の御意見は、海南病院としても真摯に受けとめたいと考えます。当院は、理念、基本方針に掲げていますとおり、患者さんとの信頼関係を築き、納得のいただける患者参画型医療を目指しています。今回いただきました御意見につきましては、院内でもさらなる周知を図り、今後とも職員一丸となって診療に当たらせていただく所存であります。

以上、海南病院の回答を答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員の質問は、待たされている部分について、具体的にその都度その都度患者にわかるように要望してくださいということですよ、山本議員。あわせて、市長もこの協議会委員だもんだで、経営権はないけれども要望をしていただきたいと、ということですよ。

○9番（山本芳照君） はい、そうです。

○議長（伊藤正信君） では、服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

先ほどの一番の冒頭では、私ども市は海南病院に対する医療等々における指導義務だとか、あるいは権限というようなことはもちろん持ち合わせていないわけでございます。しかし、運営協力委員会の中で病院運営に対するさまざまな意見というのは申し上げることができる。例えば患者さんの立場に立って、さまざまな意見を今山本議員もお話になったわけでございます。そういうことにつきましては、きちっとお話を申し上げていきたいというふうに思っております。1月の中旬にこの委員会がございますので、その場ではしっかりとお話をさせていただきたいと思っております。

しかし、市としても海南病院は基幹病院でもございます。また、市民の皆さんを中心として、近隣市町村の皆さんも大変頼りにされている病院でございます。そういった意味におきましても、医療の高度化、災害拠点病院、あるいは救命救急センター構想で今整備計画が行われているわけでわけでございますけれども、あわせて私どもがお願いをしているのが、診療時間が長過ぎる、あるいは駐車場問題というようなことについてもお話をさせていただいているところでございます。また、重ねて意見として申し述べておきます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員、また質問は続きますか、海南病院の関係は。

○9番（山本芳照君） 海南病院はあと少しだけね。いいですか。

○議長（伊藤正信君） では、どうぞ。

○**9番（山本芳照君）** 今それぞれ担当課長、市長からお話がありましたように、やはり患者さんは弱い立場におりますので、なかなか面と向かって医師や看護師さんに言えない部分があります。私も、ある通院患者の人に聞きました。実は歯科の関係で通っていたと。余り待たされたので、主治医と看護師に言ってけんかをしたら、それ以降、時間どおりに診てくれるようになったと、実はこんなお話も聞きました。そういった部分で、言えば改善される部分があるんです。しかし、看護師さんやなんかは、主治医ときちっと連絡をとっていただいて、おくらしている理由を外来患者の皆さんにきちっとお話をする。そんなことは決して難しい話でも何でもないんです。一言、言うだけなんです。こうこうこういう事情で、実はきょうは診察はおくらしていますと。

海南病院は、先ほども申し上げましたように、外来患者はほとんど血液検査を受けます。聞くとところによりますと、ややもすると、その血液検査をやった検査データを出す、コンピューターが出すと思いますけど、それがトラブることが多々あるそうです。それが原因で30分、1時間おくれるのはざらですよと、これはほかの患者さんに言われましたし、私も11月に通院したときにやはり1時間ぐらい待たされて、何できょうはこんなに遅いのかなと思ったら、ほかの看護師さんは言っていました。実は血液検査の機械のトラブルでおくらしていますと。それは内科全体に影響することなんです。だけど、それは1人の看護師さんが違う科で言うただけで、私のかかっている内科の看護師さんはそんなことは一言も言いません。それで通ってっちゃうんです。

やはりそういう体質に私は問題があるだろうというふうに思いますので、また1月に懇親会があるというお話です。私も、前、厚生文教委員長をやらせていただいたときにその会合の場に出ましたが、残念ながら、その当時入院もしていませんし、通院もしていませんで、そのときに山本院長さんに言えれば言えたかなあというふうに思っていますけど、その当時は残念ながら通院もしていませんでしたので、海南病院の実態はよくわかりませんでしたけど、現実に関自分が直面しますと、そういう問題点を抱えているんだなあということがわかりましたので、地域のかなめの病院と言われる海南病院でありますので、ぜひ患者さんがお客さんとして喜んで行ける病院に改善をしていていただきたいと、こんな気持ちで発言をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

○**議長（伊藤正信君）** それでは、山本議員、今の質問を十分要望として、次の質問は休憩の後でお願いしたいと思います。ここで暫時休憩をいたします。再開は15時30分から再開といたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時21分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

では、山本議員。

○9番（山本芳照君） それでは、次に防災関係についてお伺いをさせていただきます。

午前中、佐藤高清議員の方からも、10月1日に配布されました緊急時避難マップの関係についてのお話がされましたので、なるべく重複を避けながら、この緊急時避難マップの関係についてお伺いをいたします。とりわけ私は、白鳥学区のマップがうちに配布されましたので、この関係についてお伺いをいたします。

このマップの中の市指定避難場所に、第1次開設避難場所として自主的に避難時に開設しますよと。白鳥コミュニティセンター収容人員90人。第2次開設避難場所、弥富市において震度5弱以上の地震が発生した場合、または避難指示・勧告等の発令時に開設しますという内容で、白鳥小学校収容人員560人、弥富北中学校収容人員660人。このときに、第2次でありますから、白鳥コミュニティセンターは避難所になるのかならないのか、お答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 1次開設避難場所につきましても、2次開設になった場合については当然開いております。1次というのは、最初にあけるという意味のとらえ方をさせていただきたいと思います。ですから、最初にあけるのは1次開設避難場所、2次というのはその次にあける開設避難場所というように御理解願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） そうしますと、避難場所として1次、2次それぞれ利用していただいても結構ですよ、こういう理解でいいんですね。わかりました。

次に、その下に津波・高潮緊急時避難場所、白鳥学区として、白鳥小学校、弥富北中学校、海部土地改良会館、この3ヵ所が指定されているわけであります。この避難場所の内容は、白鳥小学校校舎3階及び屋上、収容人員560人、北中が校舎屋上、収容人員1,290人、海部土地改良会館E Vホール3階、倉庫4階、収容人員45人、このように表示がされておりますけど、この3施設に対して本当に津波・高潮が発生したならば、この3ヵ所に人が集中します。集中したときに簡単に屋上に上がることはできるのかという、実は私は疑問を感じたわけでありまして、その辺は大丈夫でしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

現地の方を確認いたしまして、屋上まで上がれるという施設について指定させていただいております。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） そうすると、人が集中しても簡単に屋上に上がることはできるんですよと、こういう施設になっているわけですね。わかりました。

これらの質問等々に対して、この緊急マップが配布されましたけど、さきの全員協議会の中で、このマップの配布時には各小学校区において避難マップの取り扱い方、見方等々を含めて、それぞれ説明会をというようなニュアンスのお話も全協でお伺いしましたが、今どんなような計画を持っておられるのか、お答えをお願いします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 学区別にまとまった形での説明会というのは現在想定しておりません。現在ですと3ヵ所ですけれども、先週の土曜と日曜の2日間で説明に行かせていただきました。これは、各自主防災の訓練等の場に出向かせていただきまして、御希望のあるところにつきましてはそういった説明をさせていただいたということで、今後もそういった御希望があれば積極的に参加したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） そうすると、今の計画では各小学校区単位で皆さんを集めて説明する計画は持っていないよと。それぞれ地区にあります自主防災が、いろいろ自主防災訓練をやったときに要請があれば行きますよと、こういう理解でいいですね。

実は、佐古木地区は今月18日の日曜日に、地区の区長さん、区長補助員さん、並びに自主防災のそれぞれメンバーの方が動員をかけまして、ローレルコート、近鉄が作りしましたマンション、10階建てぐらいですかね、あそこに高層火災が発生したとし、それから県から地震体験車を借りてきまして訓練が予定されています。こういったときに、例えば佐古木地区から要請があるなしにかかわらず、市の方としてこういうことをやるよということをまず聞いているかどうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 地震体験車の件につきましては、当課が窓口になってやらせていただいております。

それから、今、説明会というお話がございましたけれども、実は佐古木地区につきましては、先週の土曜日に、防災消防委員さん18名ほどだと思います。その場で説明をという話がありましたので、お伺いして説明させていただきました。多くの一般の方に説明するかどうかについては、また検討するというお話をいただいております。また要請がありましたら、こちらの方でやらせていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） それぞれ今度訓練のときに、今、役員の皆さんはそれぞれお考えにな

っていると思いますけど、一度また地区の役員さんと相談をしていただいて、せっかくの機会でありますから100名以上の方が私は集まるだろうというふうに思っています。こういった機会をぜひ利用していただいて、このマップの見方、読み方等々について、私はやっぱり説明した方がいいだろうなというふうに思っていますので、ぜひまた地区の役員さんと相談をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、防災広場の関係について少しお伺いをいたします。

白鳥学区に既に2年半前から防災広場の建設が約束、決定されていますけど、いまだに具体的な建設計画が明らかになってきていませんが、本当に市の方は建設する気があるのかなのか。防災について本当に真剣に考えているのかどうかということを、私は疑わざるを得ません。議会の決定を平気で、言葉は悪いですけど、無視するような市の態度は、本当に市民の目線で行政運営をしようとしているのかどうなのか。この市の姿勢に対して、私は怒りすら感じているところであります。一体全体いつになったらこの防災広場の計画は具体化になって、青写真が市民の皆さんに示されるのか、ぜひ明らかにしていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） まずもって、計画がなかなか進行しないことについておわびを申し上げます。

防災広場の考え方でございますけれども、今回、全員協議会でお示ししたように、津波災害時でも対応できる集会施設を栄南地区に来年度進めるということを言っております。今まで考えておりました防災広場というものと、またこういったような施設も含めたもの、どちらの方が防災機能として高いか、また有効であるかといったようなことも検証しながら、今後、防災広場のあり方について考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 私の求めているのは、2年半前に白鳥学区につくりますよと予算までつけたわけでしょう。議会で可決したわけね。それが、2年半たってもいまだに青写真も見えてこなきゃ、具体的なものは何にも提示されないんですよ。こちらから質問して初めて嫌々物を言うような態度、これが僕は許せんよ。本当につくる気があるのか。どんな形でもいいですよ。この間も全員協議会で、いわゆる公民館的なものをつくるよと。いわゆる防災施設じゃないよと、集会所的なものと。何でもいいとは言いませんけど、市民が安心して安全に住めるまちづくりの一環として、防災広場を含め、そういった施設をつくろうと市はしているんでしょう。しているんだったら、やっぱりもっときっちと真剣に考えて、具体的に約束したことは実行してください。私の求めるのはそのことだけなんですよ。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 山本議員にお答えを申し上げます。

2年半前に、確かに予算上、白鳥学区の中のたしか1号線とJRとの間の中で候補地を確定し、防災広場を進めるということで予算決定させていただきました。

その後、候補地の地主さんの方と候補地も固めまして、いろんな用地交渉を進めてまいりまして、そういった進捗状況も、その都度全協なり、こういう継続会議でそれぞれ述べてきたと思うんですが、山本議員の言われるように、嫌々御答弁というようなこともおっしゃられましたが、誠心誠意、これは議員も含んでいたかどうかわからないんですが、地元の白鳥学区の区長さん方も含めて進捗状況等もお知らせをしてきた状況の中で、昨年度、用地がどうしてもまとまらないということから、当初予算に予算計上することを見送って、まず白紙にさせていただきたいということをお願いしておりました。

そういう状況でございまして、まずその後に3・11の東日本大震災といった状況から、この防災広場はどういう状況でやるべきなのか、やはり転換点に来ておるということもお話をさせていただいたと思います。さきの全協におきましても、栄南学区、これは違う事業財源でございしますが、これが来年度期限が来るということで、栄南学区に防災広場ではなく、避難所を兼ねた集会施設をつくるということで報告もさせていただきました。

そういった中で、別段これはやめるということじゃなくて、申しわけございませんが先延ばしをさせていただいて、そういったことも勘案をしながら、今後どういう施設がいいのか、やはり順番も、海岸線に近い場所とか、そういうこともあると思います。そういった観点から今はそういう状況であるということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 服部市長、答弁をお願いします。

○市長（服部彰文君） 山本議員に御説明申し上げます。

この問題につきまして、進捗ができていないではないかということについては、率直におわびするところがあるわけでございますが、ちょっといつのときだか、はっきり定かではございませんけれども、全員協議会、あるいは議員の皆様にもお話を私は直接させていただいたと思います。

3・11の東日本大震災という中で、住民の皆さんが求められるのは高さでございます。高さという問題と防災広場という一時的な避難場所のあり方というのは再検討していかなきゃならないということと同時に、津波ということを想定するならば、どうしても河川あるいは海岸に近いところから計画していくのが、私は住民の皆さんに対しても安全ではないかというふうに思って、そんなお話をさせていただいたことがございます。そうした中で栄南学区における防災センターということをお話しさせていただきたいきさつでございますので、御理解いただきたいと思います。佐古木地区における防災センターあるいは防災広場ということについては、どのような形のもの、先ほども言いましたように高さを求められるとい

う今の時代でございますので、そういうことも考えてまたしっかりと精査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 白鳥学区の住民の皆さんにしてみれば、2年前に防災広場の建設をということで市の方が提案されて、しかし残念ながら用地買収がうまくいなくて今日に至っている。そんな状況の中で3・11の東日本大震災が発生し、市の方も見直す分については見直さなきゃならないと、それは私どもも十分理解しますし、欲を言えば、いわゆる防災広場の上にそういった施設をつくっていただいても結構じゃないか。そのために予算がたくさんかかるならかかるで、住民の皆さんに説いていただければ私は結構じゃないかなと思います。住民の皆さんが、防災広場をつくって、その上にそんな建物は必要ないぞと、それだけの大きさは要らんぞという声が大になれば、また方法も検討しながら見直しを図っていく。それは大変必要なことだろうし、いわゆる税金の無駄遣いを省くためにもそういったことも必要だろうと思っていますけど、白鳥学区の人にしてみれば、そんな話も全然ないわけですよ、もう。一体全体、本当につくる気があるのかないのかと。

これ僕らが求められたときに、いや、つくる計画はありますよと、これしか言えませんからね。我々は執行権を持っていませんので。議会の中で議決権を持っていて賛成をさせていただきましたけど、結果的に姿として見えてこないというジレンマも私は持っていますけど、ぜひ市民の皆さんが本当に安心・安全に住むまちづくり、市づくりのために市の方も努力をされているならば、そういった青写真を早急に出すべきだろうというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、3年もたってくると、もういいかげんにしてくれと、本当につくる気はあるのかという疑問を持たざるを得ませんので、早急に、平成24年度には私はもっと具体的なものが出ることを期待しておりますけど、今の計画の中で栄南学区、こういったものは早急につくってだれも怒る人は私はいないと思っていますので、市民の安心・安全のためにぜひつくっていただきたい。各小学校区にも早急に予算を立てながら、計画をきっちり立てながら、平成何年までにはここ、平成何年はここというのをきっちり住民に示すべきだろうと。特にこの防災関係については皆さんの大変関心の高い部分でありますので、少し市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 防災センターあるいは防災広場という形について、先ほども申し上げましたように、もう一度これはどういうものをつくっていくかということに対して、私どもとしても精査していきななきゃならない。今、現状は、3連動における地震・津波というようなことに対して高さを求められるわけでございます。そうした中で一時避難マップ等におきましても、民間の共同住宅等々につきましても大変皆さんに御理解をいただきながら、調印

をさせていただいたところでございます。今後は、高さということに対しての機能を有する建物をつくっていきたいと考えておるところでございます。そうした中で、どうしても優先順位ということについては再度検討していかなきゃならないと、今そんな状況ではないかなあというふうに思っております。素案という形になるかもしれませんが、一度計画等を踏まえて、また議員の皆様にお示しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） これは本当に市の緊急課題の一つだろうと思っておりますので、ぜひ市民の皆さんが安心して住めるまちづくりの一環として早急な対策をお願いして、私の発言を終わります。

○議長（伊藤正信君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○2番（炭竈ふく代君） 2番 炭竈でございます。

通告に従いまして、1点目に災害時ホームページ代理掲載についてお伺いをいたします。

東日本大震災をきっかけに、災害情報の発信機能の確保が重要なテーマになっています。市町村がみずからのホームページを他の自治体にかわりに掲載してもらうというので、役所が甚大な被害を受けた際に、ホームページの更新用サーバーも使用不能になる可能性もあり、そうした非常時に住民への情報発信手段が断たれることを防ぐ有効な手段として今注目されているのが、災害時に遠隔地の自治体にホームページを代理掲載してもらう仕組みでございます。実際にことしの3月11日の際、甚大な被害をこうむった岩手県、宮城県、福島県の各市村のウェブサイトは、発災直後からサーバー、そして通信機器、通信回線の損壊やアクセスの急増などの影響で、閲覧できない状態が続いたということでございます。

そのような状況の中、被災地の一つである宮城県の大崎市役所では、3月11日の地震でホームページの更新用サーバーが倒れて壊れてしまい、どこが避難所となっているのか、また倒壊した建物はどれかといった情報を早く市民に提供しなければならないというので、宮城県大崎市役所の担当課長が思いついたのが、平成12年に姉妹都市の締結を結んだ北海道の当別町との連携・協力により、震災当日から当別町のウェブサイト到大崎市防災情報対策本部のページを開設してもらい、被害の状況、避難所の状況、ライフラインに関する情報を、途絶えることなく毎日発信し続けることができたということでございます。宮城県大崎市役所の担当課長は、大規模災害の情報提供の方法として大変有効だと感じたとの旨を話しております。

こうしたことから、現在、多くの自治体では、周辺の市町村が同じシステムを共有したり、同じ施設を共同で用いたり、相互に連携する対策を講じておりますが、東日本大震災のように被災地域が広域にわたると、近隣自治体間ではお互いを助け合える状況ではなく、的確な情報発信が困難になりかねません。こうした事例に着目した愛知県蒲郡市では、友好都市

の沖縄県浦添市と平成23年8月1日に、災害時の情報発信に関する応援協定書を締結されました。

そこで、伺いをいたします。本市におかれましても、災害時に遠隔地の自治体と互いに応援協定を結び、ホームページ代理掲載の取り組みをしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 炭竈議員の御質問にお答えいたします。

非常時の市民への情報発信手段といたしましては、ホームページの被害状況や避難場所情報、ライフライン等に関する情報は非常に大切なものであると考えております。3・11に発生いたしました東日本大震災のような非常に大きな災害の場合、市役所自体の情報通信が断たれたり、被害によりホームページ機器が損壊したりした場合を想定いたしますと、議員御指摘の代理掲載については非常に有効な情報発信手段であると考えております。さきの東日本大震災において、議員が御指摘されました一部自治体において、代行発信を依頼しまして成果を上げたということがいろんな情報機関で流れております。また、先ほど議員の御指摘の愛知県内においても、蒲郡市が遠隔地の自治体と協定を締結したということも新聞報道がなされております。

本市におきましては、ホームページ公開サーバーを現在外部委託しておりまして、安全性・信頼性の高い状態になっておるという状況でございますが、災害時においても、その委託先のデータセンターが被害なく稼働しておれば、ホームページは閲覧できる状態でございます。しかし、そのデータセンターのサーバーへの接続ができる通信環境及びパソコン機器がなければ、ホームページへの新たな情報発信をすることができない状況に最悪なるわけでございます。このため、通信環境が寸断された状態が続く場合、代理掲載については非常に有効な情報発信手段であると考えられるわけでございます。

災害時用ページの代行発信を行うことにつきましては、代行発信を依頼するために、本市においても相手の自治体の代行発信をするための体制づくり、環境整備をする必要がございます。その体制整備後に、相手の自治体と災害用ページの代行発信協定を検討することになるかと思えます。残念ながら、当市の友好都市といえますか姉妹都市は現在ございません。今後、相手方の遠隔地の自治体について、どこが適しているのか、またホームページ代行以外の部分での災害協定を含めまして検討する必要があると考えますので、現在のところはそういったことで御理解を願いたいと思えます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。大規模災害では、むしろ離れた自治体の方が頼りになる可能性が高く、姉妹都市は現在弥富市はないということでございましたけれど

も、姉妹都市、友好都市など、遠隔地でありながら定期的に人が行き来したりして交流を深めている自治体と災害時の協定を調べていくことが重要であることは、今回の震災で得た教訓の一つでもあると思います。既に自治体間で災害協定を結ぶなど、十分な対応ができている自治体もあるとは思いますが、いまだ一度、災害時の協力体制を見直す機会をとらえ、宮城県大崎市や本県蒲郡市のように、災害情報の発信機能の充実、また強化を図るための積極的な取り組み推進への御検討をお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目でございます。がん予防対策について伺いをいたします。

今や2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなる。がんは国民病とも言われております。平成22年人口動態統計では、がんによる死亡数は35万3,499人で、死亡総数の29.5%であり、死亡原因の1位であります。しかし、がんは治らない病気ではなく、早期発見・早期治療により治る病気になりました。

今年度より国の施策に基づき、働く世代の大腸がん検診事業で、対象者への無料検診が始まりました。また、子宮頸がんの予防ワクチン接種と検診により、がんは予防することができるようになりました。治療においても、抗がん剤や放射線治療など通院での治療が行われ、現在は緩和ケアも含め、がんといかに向き合うかという方向性に向かっております。

平成16年6月に成立、同じく19年4月1日より施行されたがん対策基本法に基づき、がん対策推進基本計画が策定をされました。ここでは、1にがんによる死亡者の減少、2にすべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減、並びに療育生活の質の維持・向上を全体目標と定め、さらには分野別施策及びその成果や達成度をはかるための主な個別目標が明記をされております。同計画の中には、がんの早期発見として、がん検診の受診率を5年以内に50%にすることとし、平成19年度から平成23年度まで計画的に推進が図られています。愛知県も、これに基づき平成20年3月に愛知県がん対策推進計画が策定をされ、その計画の中に、がん検診の受診率の向上については、広報及びインターネットなどを活用し、がん検診の周知を図る。また、市町村は、受診率の目標達成に必要な予算の確保に努めるとあります。

そこで、本市におけるがん予防対策について、何点か伺いをいたします。

初めに、各がん検診の受診率でございますが、愛知県のがん検診の受診率は、平成21年度で下は13.8%から上は34%ということでございますけれども、本市の各がん検診の22年度の検診率をお伺いできますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） お答えします。

22年度の実績でございますが、子宮がん26.2%、乳がん34.0%、胃がん15.1%、肺がん15.1%、大腸がん15.8%、以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○**2番（炭竈ふく代君）** それでは、御答弁をいただきました今のパーセントの結果を受け、がん対策推進基本計画で言う、5年以内に受診率50%という目標に向けて本市はどのような考えで取り組みをされておられるのでしょうか、御答弁いただきます。

○**議長（伊藤正信君）** 渡辺健康推進課長。

○**民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君）** 個別のがん検診、海部医師会に委託しておるものでございますが、これにつきまして、今年度までは各種検診ごとに定員を設けて検診を行っていましたが、定員に満たない検診もありましたので、来年度は各種がん検診を総合的にとらえ、できるだけ多くの方に受診していただけるようにしたいと考えております。

なお、集団検診、バスで行う検診でございますが、それと海南病院の総合がん検診につきましては、受け入れ数に限りがありますので、定員を設けさせていただきます。以上でございます。

○**議長（伊藤正信君）** 炭竈議員。

○**2番（炭竈ふく代君）** ただいま御答弁をいただきました。来年度からはさらに総合的にということで、受診率の向上への前進ある推進をしていただけるものと考えますが、どうか一人でも多くの方が検査を受けやすいように、今後さらなる推進、取り組みをお願い申し上げ、次に同じく、このがん検診受診率の向上に向け、弥富市の拠点病院としては目標達成に向けてどのような取り組みがなされているのか、お尋ねをいたします。

○**議長（伊藤正信君）** 渡辺健康推進課長。

○**民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君）** 海南病院は、平成20年に愛知県が指定した14のがん拠点病院の一つとして指定を受けられました。当市のがん検診のメニューの一つとして、海南病院の総合がん検診、胃・肺・大腸をセットにしたものでございますが、これを行っております。これは希望者が非常に多いものですから、海南病院に対し受け入れ数の増員をお願いしているところであります。以上です。

○**議長（伊藤正信君）** 炭竈議員。

○**2番（炭竈ふく代君）** ありがとうございます。御答弁いただきました。がんの拠点病院として県から指定をされているという海南病院でございますが、先ほどより山本議員の方からいろいろお話がございましたけれども、私たちにとっては市の誇りであり、この病院は市民の方々にとっては本当に心強い存在でもあります。受け入れ数の増員ということで今御答弁をいただきました。ぜひ増員が実現できますことを、今後も強い働きかけをお願い申し上げたいと思います。

次に、胃がん検診の検診率向上の一助に、ピロリ菌の除菌対策、尿素呼気検査を導入してはどうかということでお伺いをいたします。

前に述べたように、愛知県の検診受診率において、胃がん検診の受診率は16.9%でござい

ました。胃がんは、食生活等の変化により減少はいたしましたが、肺がんに次いで胃がんは2位であり、5万人以上の方が胃がんによって亡くなられています。そして、近年、胃がんの原因の95%がヘリコバクター・ピロリ菌であることが判明をいたしました。このヘリコバクター・ピロリ菌は、胃がんのリスクを高めることがわかっており、国際がん研究機関で発がん因子と認定をされております。つまり、胃がんはこのピロリ菌の感染が原因で起こることで、積極的なピロリ菌の除菌により、がん予防に効果を上げることができるものでございます。ただし、厚労省は、ピロリ菌の除菌が胃がんに有効との確証が十分でないとし、治療目的に限り、保険適用を認めております。内視鏡を用いない検査の一つである尿素呼気検査は、試薬を飲んで、胃の中で発生をして肺から排出されるCO₂を測定するもので、現在最もよく用いられているようでございます。近年、ピロリ菌検査が話題となり、検査を受けてみたいと思われる方も多くいらっしゃるようでございます。

そこで、お伺いをいたします。本市におきましても、胃がん検診受診率の向上の一助として、尿素呼気検査をセットで取り込んだ胃がん検査を実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） ピロリ菌の検査導入、そして呼気検査を導入してはどうかという御質問ですが、本市としましては、健康増進法に基づき国が定めますがん検診実施のための指針、いわゆるガイドラインに従って検診を推進しております。このガイドラインは、がん死亡率を低下させるための有効性が確立された方法を国として推奨するもので、本市ががん検診事業を実施する際のよりどころとなるものであります。本市の胃がん検診では、ガイドラインで推奨されている胃部エックス線検査を採用しております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 今、エックス線検査ということでございました。このエックス線検査も重要でございます。それとセットでピロリ菌検査を導入していただければということで御質問させていただいたんですけれども、そうしますと、例えばピロリ菌検査や除菌を個人で受けられた方への費用補助を要望したいと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） ピロリ菌除菌の有効性につきまして、海南病院の事務所を通じまして、専門医であります海南病院副院長の奥村先生にお尋ねをしました。そうしたところ、除菌は飲み薬で行うが、胃潰瘍や十二指腸潰瘍の方に対しては有効であり、保険対応となるが、そうでない方が除菌のみ希望されても保険対応ができない。また、薬の

副作用などを考えると積極的になれないとの回答をいただきました。また、国としての判断が示されていない状況もありまして、市としましては、個人の判断により、医療機関とよく相談の上、自己負担でピロリ菌除菌を行っていただきたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 尿素呼気検査というのは、診断精度の感度が95%、特異度が95%と非常に高く、小児でも可能な検査で、大変信頼できるものとされ、除菌判定においても極めて有効であると言われています。がん予防の向上を図る上でピロリ菌検査の導入、また個人負担への補助も含め、今後ぜひ御検討を再度お願い申し上げまして、次に、最後でございますけれども、子宮頸がんの予防ワクチンの公費助成継続についてお伺いをいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの接種対象者である中学1年生から高校2年生までの女子に、本市は予防ワクチンの1回の接種費用に対し、3分の1の5,000円が助成をされています。この予防ワクチンは3回接種をしないと効果がなく、助成を受けても3万円と、保護者の方の負担も少なくありません。もう少し公費助成をふやしてほしいという声もございます。また、この予防ワクチンは23年度の単年度事業でございます。これまでに予防接種を受けられた方の人数がわかればお教えいただきたいということと、対象者数に対しての比率もわかればお教えいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 子宮頸がんワクチン公費助成の継続をということでございますが、当市としましては、ことしの1月17日から助成を開始し、今年度も助成をさせていただいております。国の補助は今年度までということで開始をしましたが、来年度以降の国の考えがまだ示されておられません。しかしながら、当市としましては、来年度につきまして、国の補助がなくなっても助成をさせていただく予定でございます。

接種者の数でございますが、22年度1月17日から3月末までの接種者数ですが、前年度は中学1年生を対象としておりまして、対象者数197名、そのうち接種された方が44名、22.3%でございます。23年度、ことし4月から10月末現在の数字でございますが、今年度は中学1年生から高校2年生の女子を対象に接種しておりますが、対象者につきましては1,084人、そのうち接種された方は現在144名でございます。ただし、接種率が低いんですけども、高1、高2と高学年になるにつれて接種率が高くなっているという傾向でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。私、この数を聞いて、助成を続けていただけますかということを力強く訴えたかったんですけども、来年度もやっていただけるという御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただ、来年度の国の補助がまだ決まっておりませんが、今とても受診率は低いと思います。一人でも多くの方に等しく接種ができるように、今、来年度も継続をしていただけるということでございますので、本当に市の皆さんに喜んでいただけると思いますし、受診率の向上にもつながるものと期待をするものでございます。また、こういうことを市のホームページや広報等でも大いに周知をし、啓発をしていただくとともに、最後に市長にもお伺いをいたしますけれども、どうか今後におきましては、さらなる公費助成の拡大、また、がんに対する早期発見・早期治療のために、市民が安心して予防受診ができる環境へ、また受診率の目標達成に必要な予算確保等、強く要望するものでございますけれども、最後に市長の御見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

市民の健康、幸せを願うのは議員と同じ立場でございますので、市ができることにつきましては助成させていただきます。

また、子宮頸がんワクチンにつきましては、今年度で最終でございますが、先ほど所管の述べたとおりでございます。将来ある女性の方に対してしっかりと予防をしていただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 次に立松新治議員、お願いいたします。

○8番（立松新治君） 8番 立松新治、通告に従い質問をします。

介護制度における人材の育成について。

2級ヘルパー講習者及び受講者の支援について。

現在、私は海部南部広域事務組合の弥富市選出議員として、その任に当たっています。そこで私なりに感じたこと、思ったことをもとに質問をしていきます。

高齢化率は20%を上回り、介護認定者も増加しています。弥富市の平成23年4月1日現在、65歳以上の1号被保険者数は9,204名で、要支援・要介護認定者数は1,361名となっております。この1,361名の中には、40歳から64歳までの2号被保険者も、わずかではありますが含まれております。1号被保険者の約14%程度は、要支援や要介護の認定を受けていることになります。今後も高齢化が進めば、当然のことながら、要支援・要介護認定者は増加し、介護サービスを必要とする人が増加するでしょう。

ここで問題になるのは、介護サービス等を提供する側の人的資源の不足であります。介護サービスをするのできるスタッフは2級ヘルパーの資格が必要であり、その資格取得をしなければなりません。その資格取得には、7万から10万円程度の費用と、半年程度の講習と実習が必要と聞きました。この不況の中、7万から10万円程度の出費は大変だと思います。そこで、介護の仕事をしようとする人の資格取得の支援を行い、将来ふえるだろう要支援・

要介護者に対し事前に対策を打ち、ヘルパー２級の資格を多くの人に取得してもらうことが今後必要となってくる。また、家庭での介護録をつけるためにも、ヘルパー講習など事業を積極的に行っていくことが、介護サービスを受ける方が少なくなり、費用の増加を減らすことになり、保険料の負担軽減になるのではないかと。また、失業対策にもなると思いますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 立松議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員の方より、弥富市の平成23年４月１日現在の第１号被保険者数と、また要支援・要介護の認定者数の報告をいただきましたけれども、議員の申されますように、高齢化の進展に伴い、その数も年々増加をいたしまして、平成26年度には第１号被保険者の数は１万606人、それから要支援・要介護の認定者数は1,594名と想定をしております。

今後の高齢化の進展に伴いまして介護需要に対応するためには、ホームヘルパーの不足が心配されます。議員より、ホームヘルパー２級の資格取得につきまして支援という御質問でございましたが、他の市町でも補助をしているところもございますので、一度研究をしてみたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○８番（立松新治君） 前向きに検討していただけるという今後の介護保険に対しての御答弁、ありがとうございました。

また、その講習や市民に対して介護講習など、ソフト面での事業展開をする事業者、例えば「たすけっと」やNPO法人等々が事業展開しやすくなるように、会場使用料、講師料の助成など、平成12年４月の介護制度スタート後11年が過ぎ、国・県が行うべき事業、そして市町村の行うべき事業と分かれています。主に市町村の行うべき事業は、人的育成などソフト面が多いように感じます。そこで、２級ヘルパー講習や市民の方々にに対して介護講習をしていただく事業者に対し、介護サービス、家庭内介護、地域介護を進めていくためにも、先ほど述べたように、事業者にも支援の充実を図り、介護制度発展のためにも考えていったらと思いますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えをいたします。

事業所に対する支援の御質問でございましたけれども、ホームヘルパー２級の資格取得の養成研修につきましては、弥富市が地域包括支援事業を委託しております海南病院の総合相談センターの方でも毎年実施をしておりますので、研修期間等を弥富の広報等に掲載いたしまして、人材確保等に御協力はさせていただいておりますし、他の事業所につきましても、同様、協力はしたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 現在実施しているというような答弁がありましたが、どれぐらいの回数でどれぐらいの人が受講されたか、お聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 御質問の回数等につきましては、申しわけございませんが把握してございませんので、また調べて御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 今からの時代を支えていっていただける人を真剣に支援していただきたいと思います。いずれ私たちも介護を受ける側になることを念頭に入れて、引き続きお願いしたいと思います。また、安心して生活できるよう、引き続き進めていただきたいと思います。

次に、高齢化社会への対応について。

今後の人材育成にこのヘルパー講習がよいのではと思いますが、それは話をしながら、声をかけながら、顔を見ながら、相手の体に触れ合うことが不可欠であるこの講習を、中学生の生徒さんにも夏休みなどを利用し、2級ヘルパーの資格が取れるよう配慮ができないでしょうか。核家族化の進む今、両親、祖父母、そして高齢者を思いやり、敬う優しい人づくりと、将来の介護の人材確保が可能になります。いじめも減少し、相手を思いやる心が育つと思います。年齢制限のない資格ですので、ぜひ導入していただきたいと思いますが、教育長、どうでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

ホームヘルパー2級の資格取得につきましては費用もかかります。延べ130時間の講義実習等が必要となってきますので、中学生には支障があるかと考えます。そして、中学生には現在キャリア教育として職場体験などやっております。その都度、毎年、中学2年生をこういう施設に派遣して、行っておるところでございます。以上です。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 再度教育長にお聞きしますが、キャリア教育をやってみえるという中で、その結果はどんな状態でしょうか。

○議長（伊藤正信君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 手元にちょっとデータがございませんので、また後日報告をさせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○**8 番（立松新治君）** ありがとうと言われる教育の一環として、前向きに検討して下さることをお願い申し上げます。

最後に、介護制度と地域介護力の育成について。

特に独居高齢者の方や、高齢者のみの世帯が増加しているように思えます。市内全体で何世帯見えますか、近々の数字をお聞かせください。

○**議長（伊藤正信君）** 松川介護高齢課長。

○**介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君）** お答えいたします。

平成23年4月での数字でございますけれども、ひとり暮らしの高齢者数は1,024人、高齢者のみの世帯の数は1,313人となっております。以上でございます。

○**議長（伊藤正信君）** 立松議員。

○**8 番（立松新治君）** 世帯数は、それで同じでいいですかね。

○**議長（伊藤正信君）** 松川介護高齢課長。

○**介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君）** 大変申しわけございませんでした。高齢者のみの世帯は1,313世帯ということで、よろしく願いいたします。

○**議長（伊藤正信君）** 立松議員。

○**8 番（立松新治君）** 市内、多くの高齢者世帯があります。また、子供たちと同居していても、子供たちは名古屋等へ仕事に行き、昼間は独居状態になっている方も多くあると推察します。こんなときに、向こう三軒両隣ではないですが、自治会の中で助け合い、医療機関等への通院の手助けができるようにはなりませんか。人を運ぶことですので、法的には枠組みもあると感じますが、私たちも今は介護をする手助けができますが、この先には介護を受ける側になります。そこで、介護について各地域で、また福寿会さん等を含めて研究等を行うことができないでしょうか。地域介護力を向上させることが、コミュニティバスが農地の中を毎日時間どおりに運行されていることが、地元の私たちは、いざという時のためにこんなに安心なことはないと言っていることを聞いたことがあります。これと同じような、より安心を強化することになると思いますが、いかがでしょうか。

○**議長（伊藤正信君）** 松川介護高齢課長。

○**介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君）** お答えをいたします。

議員もこの質問の冒頭で申されましたように、第1号被保険者のうち14%の方が介護の認定を受けているという報告をいただきました。残りの86%の方につきましては、自立をした生活を送ることができていると考えますので、この方たちの協力のもと、今後は自治会、福寿会、地域ボランティア、民生委員さん等を中心に、行政が持ち得ていない地域の福祉情報を活用・利用した共同システムの構築を、今後の地域の課題として取り組んでいただければと考えてございますし、弥富市の地域包括支援センターの方では、単位福寿会等に講師等を

派遣いたしまして、介護のこと、認知症のこと、うつ病等、高齢者の方が関心をお持ちになっている事柄について講演を開催してございますし、また元気塾というところでも、市民を対象に保健福祉を啓発する講習会等を開催しておりますので、いざというときのための知識としてお役立てをいただければと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 課長の方より、今後、介護制度がより充実していけるというような返答をいただきました。

続きまして、筏川右岸の今の対応についてお聞きします。

現在、調査・測量等々の進捗についてお聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、立松議員にお答えをさせていただきます。

立松議員から、以前に筏川右岸堤の御質問をいただいております。そのときに、中山地内から鍋田大橋までの区間につきまして、圃場整備を絡めて道路整備の計画と、鍋田大橋以南につきましては、河川管理者の愛知県と協力して堤防調査を進めてまいりますというお答えをさせていただきます。

現在の進捗状況でございますが、鍋田大橋以北の圃場整備区間の測量調査委託を今年度に発注いたします。委託の内容につきましては、中山から寛延までの区間に、GPSの測量によりまして500メートル間隔の2級基準点を4ヵ所、200メートル間隔の3級基準点を20ヵ所、50メートル間隔の4級基準を50から60ヵ所の基準点を定める作業を行う予定でございます。

また、鍋田大橋以南の筏川右岸堤防の調査につきましては、愛知県が管理する河川堤防の耐震対策といたしまして、平成21年度より地震動レベル2に対する委託調査を行ってまいりましたが、ことしの3月11日の東日本大震災により、国の中央防災会議専門調査会で地震・津波対策の見直しが検討されております。今後、その結果に基づきまして、河川堤防の地震動に対する委託調査を考えるということで愛知県から伺っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） まだ結果は出ていないという認識でいいですかね。今、GPSで測量調査をするということを伺いましたが、私は詳しいことはわかりませんが、どういう形でどういうふうにGPSでやっていかれるのかなあということを、もう少し聞かせてください。

○議長（伊藤正信君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 今のGPSでございますが、これは衛星を使いまして、現在の既設の基準を設けておりますので、そこからGPSを使いまして新たに新規の基準点を設けるということで、先ほど言いました大まかに2級で4ヵ所、3級が20ヵ所、4級ということで

50から60の測定値を設けるということで、これは、将来的に圃場整備をする段階において、この基準点から測量するというので聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） GPSで測量した基準点というのは、現場にいくか何かを打ってわかるようになるわけですか。それを基点で測量して、あと進めていくということでもいいですね。

○開発部長（石川敏彦君） はい。

○8番（立松新治君） 私たち鍋田地域は、鍋田川と筏川と堤防のへりの中に、船底に住んでいると同時に、多くの皆さんの命のもとである米など、多くの食料の生産地であることを再認識していただき、引き続き検討し、防災対策を含め、安心・安全のための事業を進めていただくことを強く要望します。

次に、津波について、少しダブるところもあるかわかりませんが、よろしくお願いします。

私たちの住む弥富市は海拔マイナス地域であり、3月11日の東日本大震災では15メートルから20メートルを超える巨大津波が沿岸を襲ったことから、伊勢湾に臨むと同時に、昭和36年以降、160センチ以上の地盤沈下も加わり、現在に至っています。今では地下水のくみ上げが規制され、最近では地下水も上昇し、ほとんど変動はなくなりましたが、明治24年10月25日の濃尾地震、昭和19年12月7日の東南海地震、その37日後の昭和20年1月13日の三河地震と続き、最後に昭和34年9月26日の伊勢湾台風で大きな被害があり、それから50年以上が過ぎ、忘れかけたことしの3月11日には東日本大震災があり、この地方にも3連動、5連動と心配されるようになり、この11月19日に三重県の防潮堤の空洞問題との報道がありました。愛知県では対応済みとありましたが、この地域では湛水防除事業を初め地盤沈下対策事業、海岸整備事業、緊急海岸整備事業、緊急農地防災事業と、多くの事業によって無災害を目指し事業を展開していますが、現在、5連動地震が起きた際、3.3メートルの津波予想が国土交通省中部地方整備局で発表されましたが、津波についてどのように考えているか、市民の心配の思いに答えてください。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

答弁内容につきましては、午前中に市長の申し上げたこととダブるところがございますので、お許し願いたいと思います。

弥富市を守る重要な施設であります名古屋港の高潮防波堤は、伊勢湾台風による高潮被害を教訓に、昭和35年度から39年度に国が建設したものでございます。整備後約50年が経過し、経年劣化が見受けられます。また、平成21年度に国が設定した伊勢湾高潮災害低減方策検討委員会では、津波を伴う海溝型地震が発生した場合、液状化により、最大2.9メートル沈下

するとの結果が示されております。弥富市としまして、7月13日に愛知県、名古屋市、東海市、知多市、飛島村、名古屋港管理組合とともに、国土交通省等に高潮防波堤の沈下対策を初めとする機能強化、伊勢湾口への津波観測施設（GPS波浪計）の設置等の陳情を行いました。国の第3次補正において、午前中申し上げましたが、高潮防潮堤の関連で調査費1億2,000万円と、GPS波浪計の調査費3,000万円の予算がついております。今後とも引き続き、早期の工事着工について要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 心配がたくさんあるような話ではありますが、市民の心配は思いのほか大きいと、私たち南の方に住む者としては思っておりますが、先ほど伊藤防災安全課長の方から、栄南の方に防災広場に集会所ができるというような話があり、もし詳しくわかるようでしたら聞かせてください。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 全員協議会の席でお示しましたように、災害時に対応できる集会所の建築を栄南地区で来年度進めてまいります。集会所は鉄骨造でございまして、4階建て、延べ床面積が943.82、津波災害時には3階から屋上までに約680人が避難できるものであります。1階は集会室、2階には非常食や毛布などを備蓄できる設計になっております。

概略につきましては以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 南の方では本当に行くところがありません。早々の着工をして、完成を強く望みます。よろしくお願いします。

最後に、鳥インフルエンザ、防災公園について少し触れさせていただきます。

11月15日、環境省は、松江市で7日回収した死亡コハクチョウより、インフルエンザの確定検査により、鳥インフルエンザが今シーズン初の検出がされました。鳥インフルエンザの広がりが心配されました。その後、農水省より、11月22日、米国オハイオ州で鳥インフルエンザが発生確認され、オハイオ州からの家禽肉など、輸入を停止したと発表がありました。

ここ弥富市には野鳥園があり、その関係上、昨年同様、注意喚起をしていただき、発生のないよう、生産者とともに努力していただくことを強く要望しておきます。ただ、鳥インフルエンザについて、特に野鳥園のある弥富市においては、いざとなったときに造園業や警備業との協定を視野に入れてはどうか。また、農家にする対応について、ありましたらお聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

鳥インフルエンザにつきましては、昨年、国内では9件、24農場で発生し、ことしも既に鳥根県松江市で確認されております。鳥インフルエンザが危惧される時期でございますが、市の対策といたしましては、昨年同様、3軒の養鶏農家へ消石灰を各10袋ずつ配付させていただく予定をしております。また、これは県の指導でございますが、農家への巡回指導、それから鳥の血液検査を年1回ずつ実施しているところでございます。あつてはならないことですが、もし万が一インフルエンザが発生した場合には、愛知県は防疫作業を実施するために150人態勢をとります。この場合、弥富市へは30人ほどの協力要請がありますので、市といたしましては、防疫活動の協力支援が即座に対応できるよう、市の職員も24時間態勢をとっております。今後も愛知県・市・農家が連携し、鳥インフルエンザ発症の予防に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 私も10年以上前には養鶏をやっていた者として、南に野鳥園があることは本当に不安でなりません。そんな中で行政の方も力強く3軒の農家の方にいろいろ交流しながら、きちつと鳥インフルエンザが出ないように努力していただくことをお願いして終わります。

○議長（伊藤正信君） 本日はこの程度にとどめまして、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦勞さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 山 口 敏 子

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐 藤 高 清